

第4次 砂川市障がい者計画

令和5年度（2023年度）～令和14年度（2032年度）



令和5年3月
砂川市

はじめに

砂川市では、平成 25 年 3 月に「第 3 次砂川市障害者福祉計画」を策定し、障がいのある人及びその家族が、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域全体で認め合い、支えあうまちを目指し、各種障がい者施策を実施してまいりました。

また、令和 3 年 3 月にはまちづくりの中長期的な展望を示す「砂川市第 7 期総合計画」を策定し、障がい者の自立と社会参加、心のバリアフリーなどを促進する施策を推進しています。

この間、国においては「障害者の権利に関する条約」の批准のほか、共生社会の実現に向けた様々な法整備が進められ、10 年前と比較して障がいに対する理解や権利擁護の意識は着実に醸成されてきており、障がいのある人及びその家族を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、砂川市では令和 5 年度から令和 14 年度を計画期間とする「第 4 次砂川市障がい者計画」を策定しました。本計画に基づき、砂川市第 7 期総合計画において掲げる「障がい者が地域で安心して生活できるまちづくり」の方向性を具現化するため、市民の皆様、関係機関、事業者の方々などのご協力をいただき、連携しながら、施策の実現に向け取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査やパブリックコメントにご協力をいただいた市民の皆様、貴重なご意見等をいただいた関係団体、専門的な立場からご提言をいただいた砂川市障害者地域自立支援協議会委員の皆様にご心から厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 3 月

砂川市長 善 岡 雅 文

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景・目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	4
第2章 砂川市の現状	5
1 人口と世帯	5
2 就業の状況	6
3 障がいのある人の状況	7
第3章 基本理念と基本目標	11
1 基本理念	11
2 基本目標	11
基本目標1 生活支援体制の充実	12
基本目標2 安全・安心な生活環境の整備	12
基本目標3 自立支援と社会参加の促進	12
基本目標4 子どもへの切れ目のない支援の充実	12
第4章 施策の方向性	13
第1節 生活支援体制の充実	13
1 生活支援サービスの充実	15
2 相談支援体制の充実	15
3 保健・医療の充実	17
第2節 安全・安心な生活環境の整備	18
1 住まいの確保・充実	20
2 バリアフリー化の推進	20
3 心のバリアフリー化の推進	21
4 防災・防犯対策の充実	22
5 権利擁護体制の充実	23
第3節 自立支援と社会参加の促進	24
1 雇用と就労の促進	26
2 社会参加の促進	27
3 地域福祉活動の推進	27

第4節 子どもへの切れ目のない支援の充実	28
1 早期療育体制の充実	30
2 保育の充実	31
3 特別支援教育等の充実	31
第5章 計画の推進体制	33
1 計画の周知	33
2 計画の推進体制	33
3 国・道及び近隣市町との連携	33
資料編	35
1 策定体制	37
2 障がい者関連事業の実績	44
3 障がいのある人の生活を支えるおもな社会資源	50
4 用語集	53

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

我が国では、平成 23（2011）年に障がいのある人に関する法律や制度について基本的な考えを示した「障害者基本法」が改正され、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現が新たな理念となりました。

また、「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正等の法整備が進められ、平成 26（2014）年には「障害者の権利に関する条約」が批准されました。平成 28（2016）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。

国では平成 30（2018）年に「障害者基本計画（第4次）」を策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組み、令和 5（2023）年には「障害者基本計画（第5次）」の策定が見込まれています。

さらに、平成 30（2018）年には「障害者文化芸術推進法」、令和元（2019）年には「読書バリアフリー法」、令和 3（2021）年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和 4（2022）年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、様々な法整備が進められてきています。

本市においては、平成 25（2013）年に「第3次砂川市障害者福祉計画」を策定し、総合的、計画的に障がい者施策を推進してきました。この計画期間が令和 4（2022）年度に終了となるため、国や北海道の動向を踏まえ、新たに令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度までを計画期間とする「第4次砂川市障がい者計画」を策定します。

なお、計画名称に関し、3年ごとに策定している「砂川市障害福祉計画」との違いをわかりやすくするとともに、「障害」の表記について可能な限りひらがなとするため、第4次より「砂川市障がい者計画」とします。

【これまでの障がい者関連の法整備等の動き】

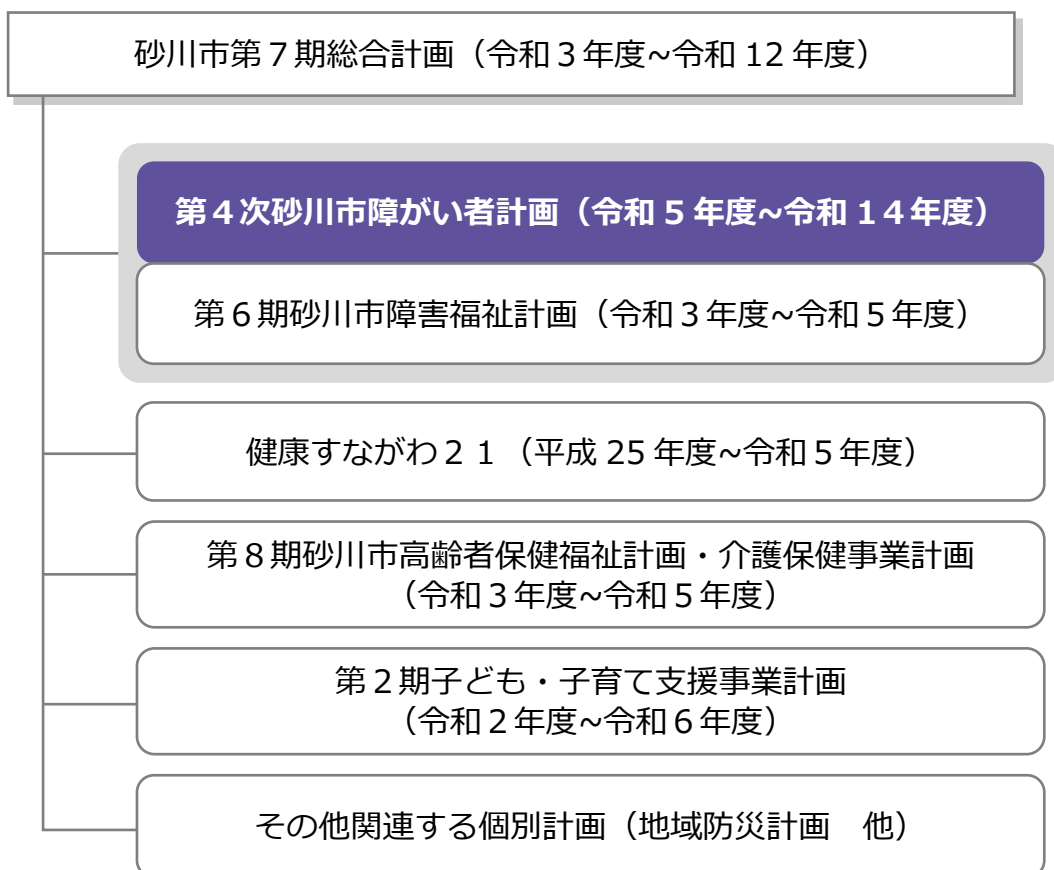
時 期	施行・批准された法律等の名称（略称）
平成 24（2012）年	障害者虐待防止法
平成 25（2013）年	障害者総合支援法 障害者優先調達推進法
平成 26（2014）年	障害者権利条約
平成 28（2016）年	障害者差別解消法
平成 30（2018）年	障害者文化芸術推進法
令和元（2019）年	読書バリアフリー法 欠格条項削除一括法
令和 3（2021）年	医療的ケア児支援法
令和 4（2022）年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法

2 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」の規定に基づき、本市の障がい者施策の成果と今後の課題を踏まえ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示します。

本市の最上位計画である「砂川市第 7 期総合計画」では、「自然に笑顔があふれ明るい未来をひらくまち」をめざす都市像とし、基本目標 1 として「健やかに安心して暮らせるやさしいまち」を掲げ、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、ライフステージに応じた適切な保健・医療・福祉・介護サービスの提供と、健康づくりや疾病予防の充実に努めることとしています。

第 4 次障がい者計画は、総合計画における方向性を具現化するため、障がい者施策の個別計画として位置づけられ、今後 10 年間に本市が取り組む障がい者福祉の基本目標と施策の方向性を示した計画です。



3 計画期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。

なお、計画期間中に関係法令の改正等が行われた場合には、計画の記載の有無にかかわらず速やかに対応するとともに、必要な場合には計画の見直しを行います。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
総合計画	第7期								第8期	
障がい者計画	第4次									
障がい福祉計画	第6期	第7期			第8期			第9期		

4 計画の対象

本計画での「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条、障害者総合支援法第4条（いわゆる「難病患者」）、発達障害者支援法第2条に定義する者としてします。

ただし、具体的事業の対象となる障がいのある人の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

障害者基本法第2条

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

障害者総合支援法第4条

（定義）

第四条（抄）治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者

発達障害者支援法第2条

（定義）

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であつて発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

以上の人々を対象としつつ、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すためには、あらゆる市民の理解と協力が必要であることから、全市民を計画の対象とします。

5 計画の策定体制

(1) 策定体制

① 砂川市障害者地域自立支援協議会

計画の策定にあたり、障がい福祉関係4名、保健・医療関係2名、教育・雇用関係2名、学識経験者2名に、市民から公募した委員1名の11名からなる障害者地域自立支援協議会において、協議を行いました。

② 砂川市障がい者計画策定推進委員会

計画の策定にあたり、障がい者福祉施策全般に関係する様々な部門が連携・調整を図る庁内組織として「砂川市障がい者計画策定推進委員会」を設置し、関連施策の庁内協議を行いました。

③ 砂川市障がい者計画策定ワーキンググループ

計画の策定にあたり、計画策定推進委員会の運営を円滑に推進するため、関係部門の担当職員による庁内検討体制として、「砂川市障がい者計画策定ワーキンググループ」を設置し、計画の体系の確認、個別施策の協議を行いました。

(2) 策定経過

	日程	内容
令和4年	8月18日(木)	第1回障害者地域自立支援協議会
	10月28日(金)～ 11月11日(金)	アンケート調査実施
令和5年	1月30日(月)	第1回策定推進委員会
	2月6日(月)～ 2月17日(金)	関係団体ヒアリング
	2月13日(月)	第2回障害者地域自立支援協議会
	2月22日(水)～ 3月23日(木)	パブリックコメント実施
	3月27日(月)	第2回策定推進委員会
	3月28日(火)	第3回障害者地域自立支援協議会
	3月31日(金)	決定

※計画策定ワーキンググループは適宜開催

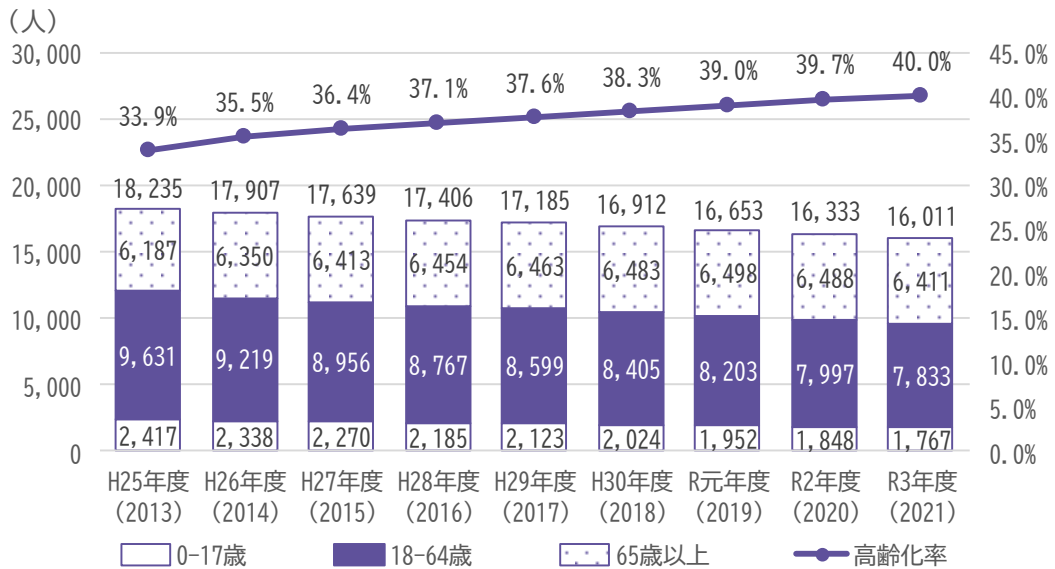
第2章 砂川市の現状

1 人口と世帯

砂川市の総人口は令和3（2021）年度で 16,011 人となっており、毎年度約 200～300 人の減少傾向が続いています。また、年齢3区分別でみると、0-17歳と 18-64歳が減少している一方、65歳以上は平成 27（2015）年度以降 6,400 人台で推移しており、総人口の減少に伴う高齢化率の増加が続き、令和3（2021）年度には 40.0%に達しています。

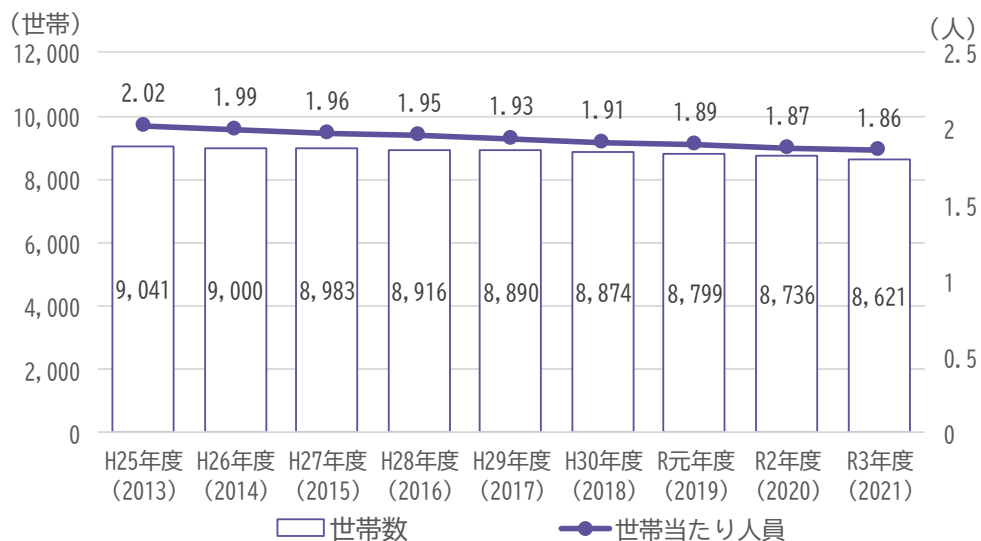
世帯数は令和3（2021）年度に 8,621 世帯、世帯当たり人員は 1.86 人と減少が続いています。

【年齢3区分別人口と高齢化率の推移】



資料：砂川市

【世帯数及び世帯当たり人員の推移】



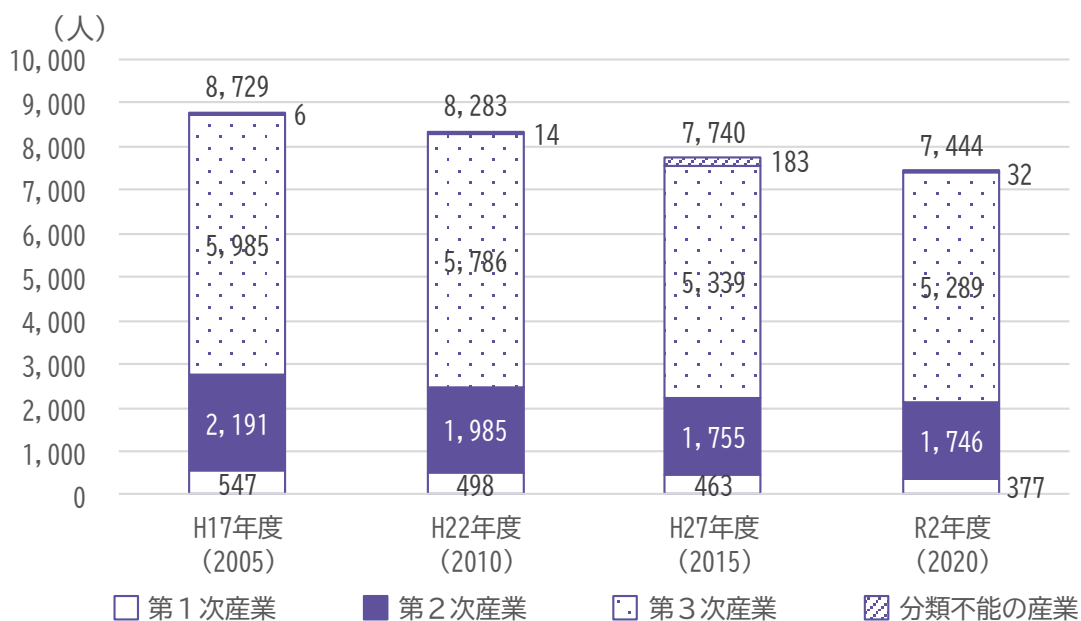
資料：砂川市

2 就業の状況

15歳以上の就業者数は減少が続いており、令和2（2020）年度には7,444人となっています。

産業別の割合をみると、第3次産業が全体の約70%を占め、産業比率が高まっています。

【産業別就業者数の推移】



	H17年度 (2005)	H22年度 (2010)	H27年度 (2015)	R2年度 (2020)
15歳以上の就業者数	8,729	8,283	7,740	7,444
第1次産業 (下段：割合)	547	498	463	377
	6.3%	6.0%	6.0%	5.1%
第2次産業 (下段：割合)	2,191	1,985	1,755	1,746
	25.1%	24.0%	22.7%	23.5%
第3次産業 (下段：割合)	5,985	5,786	5,339	5,289
	68.6%	69.9%	69.0%	71.1%
分類不能の産業 (下段：割合)	6	14	183	32
	0.1%	0.2%	2.4%	0.4%

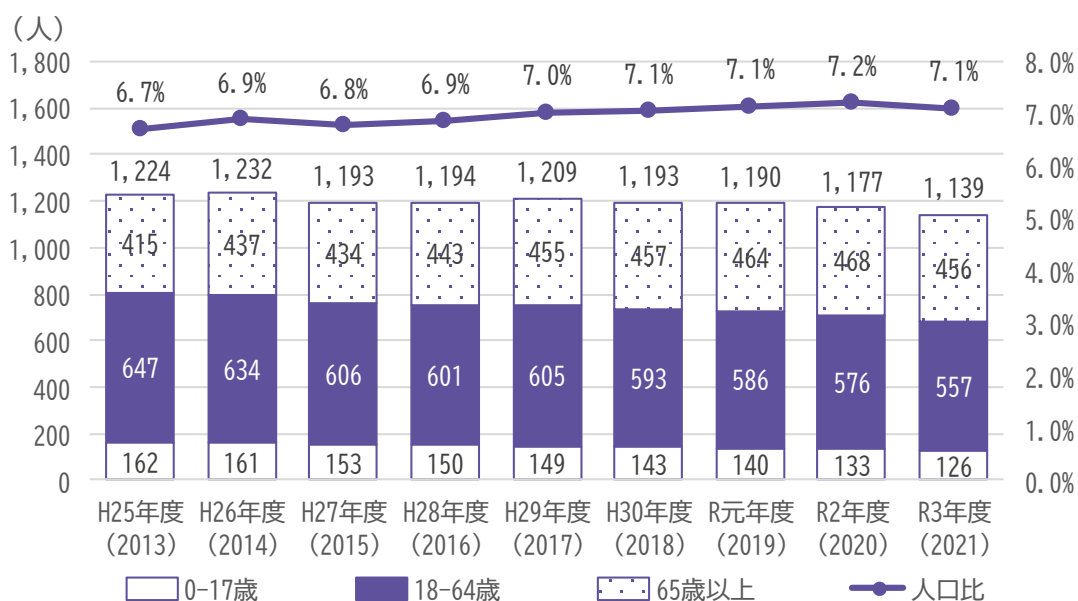
資料：国勢調査

3 障がいのある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の状況

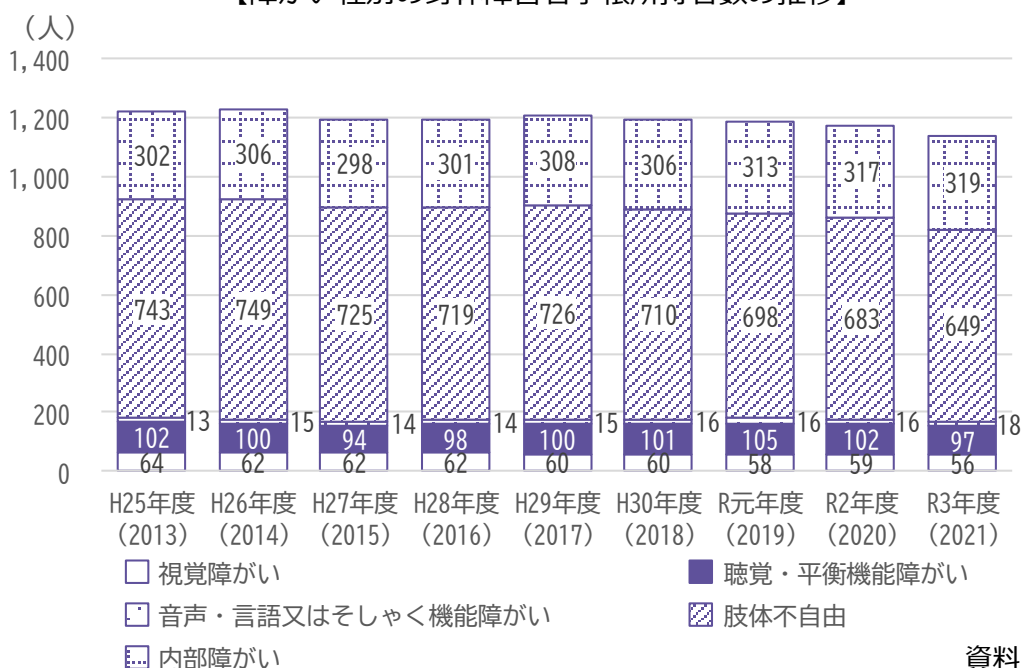
身体障害者手帳の所持者数を平成 25 (2013) 年度以降で見ると、令和 3 (2021) 年度には 1,139 人と直近 9 年間の中で最も少ない人数となりました。総人口に占める割合は直近 9 年間で微増傾向にあり、障がいの種別では、手帳所持者数の多い順に肢体不自由のある人、内部に障がいのある人、聴覚・平衡機能に障がいのある人となっています。

【年齢別の身体障害者手帳保持者数の推移】



資料：砂川市

【障がい種別の身体障害者手帳所持者数の推移】



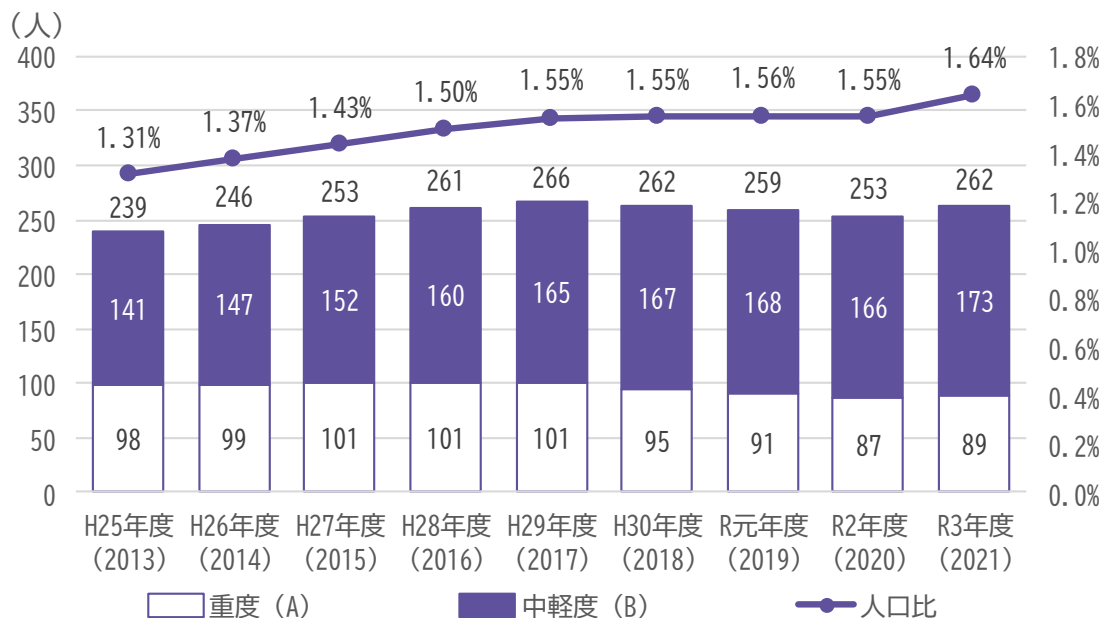
資料：砂川市

(2) 療育手帳所持者数の状況

療育手帳の所持者数を平成 25（2013）年度以降で見ると、増減がありますが、令和3（2021）年度には262人となっています。総人口に占める割合は増加傾向にあり、直近9年間で0.33ポイント増加しています。

等級別では、中軽度（B）の手帳所持者数が増加傾向にあります。

【療育手帳所持者数の推移】



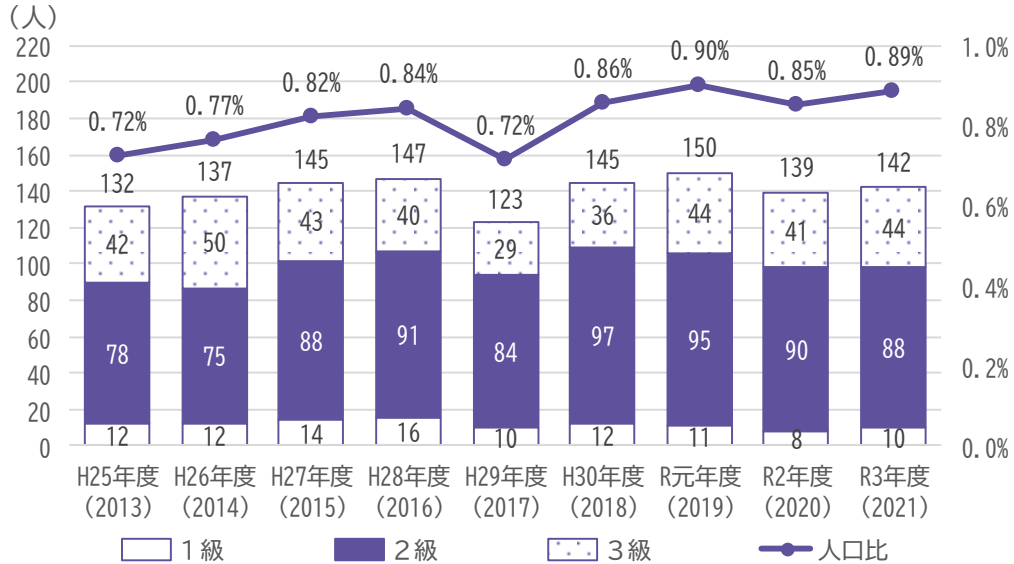
	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)
総計	239	246	253	261	266	262	259	253	262
重度(A)	98	99	101	101	101	95	91	87	89
0-17歳	2	2	2	2	2	2	2	2	2
18歳以上	96	97	99	99	99	93	89	85	87
中軽度(B)	141	147	152	160	165	167	168	166	173
0-17歳	22	23	24	25	26	26	26	26	27
18歳以上	119	124	128	135	139	141	142	140	146

資料：砂川市

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数を平成25(2013)年度以降で見ると、増減がありますが、令和3(2021)年度には142人となっています。総人口に占める割合は増加傾向にあり、直近9年間で0.17ポイント増加しています。等級別では、2級の手帳所持者数の占める割合が最も高くなっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

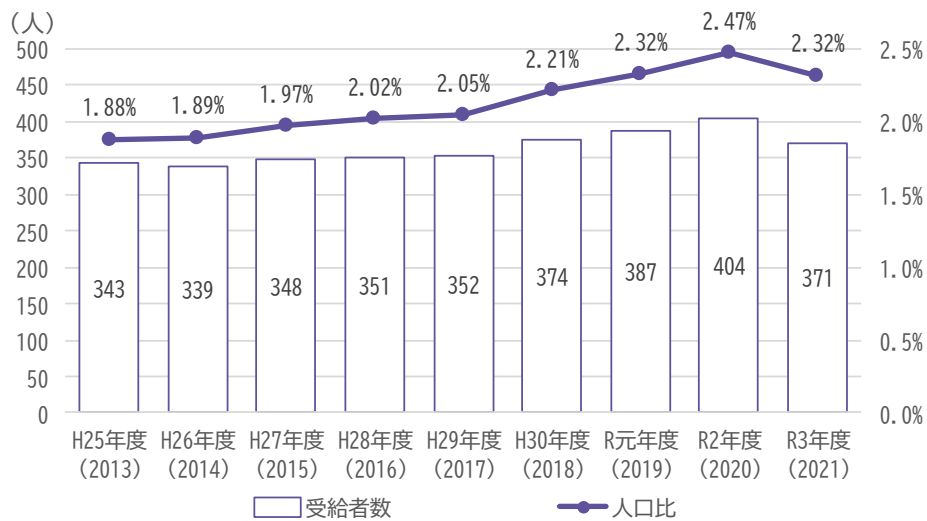


資料：砂川市

(4) 自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は令和2(2020)年度まで増加を続けていましたが、令和3(2021)年度に371人と減少に転じています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】

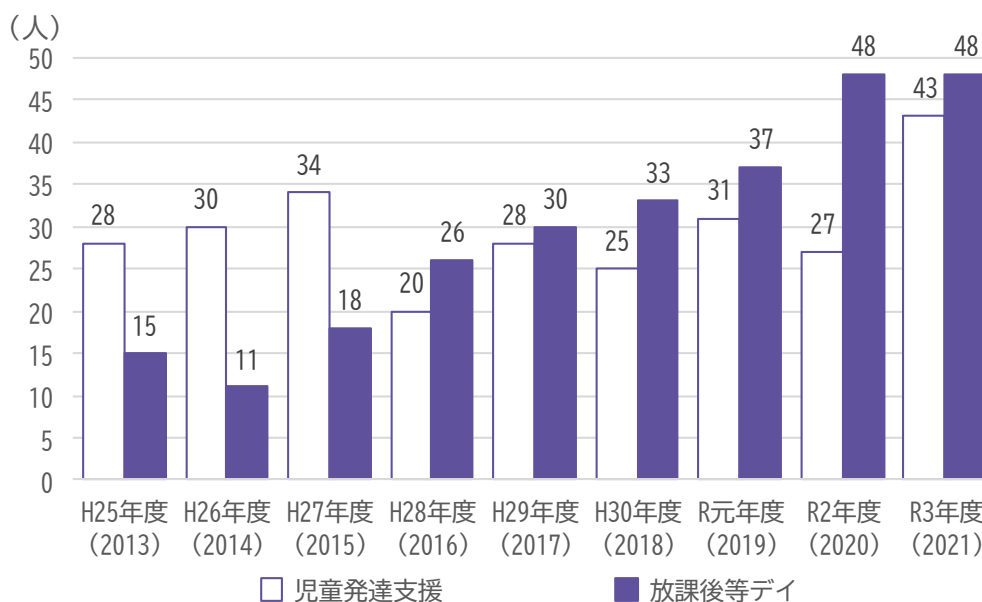


資料：砂川市

(5) 児童発達支援サービス・放課後等デイサービス受給者の状況

児童発達支援サービス（未就学児）・放課後等デイサービス（就学児）の受給者数は増加傾向にあり、令和3（2021）年度には児童福祉法改正による当該サービスの創設以降で最多の受給者数となっています。

【児童発達支援サービス・放課後等デイサービス受給者数の推移】

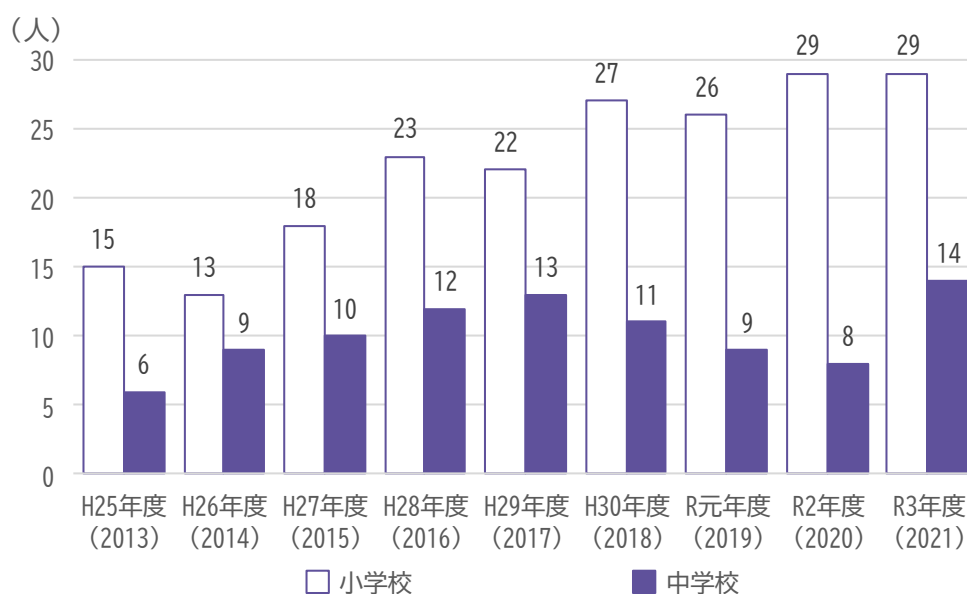


資料：砂川市

(6) 特別支援学級の在籍者数

特別支援学級の在籍者数は増加傾向にあり、令和3（2021）年度には小学校が29人、中学校が14人となっています。

【特別支援学級在籍者数の推移】



資料：砂川市

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

誰もが互いに尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障がいのある人が住み慣れた地域で、生涯にわたり安心して豊かな生活を送ることができるまちづくりを目指します。

国の第5次障害者基本計画では、障がい者施策について、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があることが明記されています。

本市においては従前より、障がいのある人及びその家族が自分の意思で、自分が望む生活を送ることができるように、地域全体で認め合い、支え合うまちを目指して施策を展開しており、これからも地域共生社会の実現に向けて、障がいのある人が必要な支援を受けながら、安心して豊かな生活を送ることができるまちづくりを目指して、本計画を推進していきます。

2 基本目標

基本理念を具現化するために、以下4つの基本目標を設定します。

基本目標 1 生活支援体制の充実

基本目標 2 安全・安心な生活環境の整備

基本目標 3 自立支援と社会参加の促進

基本目標 4 子どもへの切れ目のない支援の充実

基本目標 1 生活支援体制の充実

障がいのある人が地域で自らの意思により、自分らしい生活を継続していくためには、特性に応じて選択が可能となる質の高い障がい福祉サービスを受けることや、的確な対応ができる相談先が確保されていることが必要となります。このため、障がい福祉サービスや相談支援に関わる関係機関・団体との連携・協力を進め、生活支援体制の充実に努めていきます。

また、障がいのある人にとって、健康の保持・増進、障がいの軽減を図るために、適切な保健・医療サービスを受けることが必要であり、地域における保健・医療体制の充実に努めていきます。

基本目標 2 安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人が地域において安全・安心に暮らしていくためには、社会的な要因によってもたらされる困難や制限を可能な限り取り除いていく必要があります。このため、生活拠点としての住まいの確保や公共施設のバリアフリー化だけではなく、急速に普及したスマートフォン等による情報利用のしやすさ(情報アクセシビリティ)の向上にも努めていきます。

また、災害発生時などに備えて日頃から防災・防犯対策を講じていくことや、意思決定などに関わる権利擁護の推進、心のバリアフリー化や差別解消に向けた理解促進など、安全で安心して暮らしやすい生活環境の整備に努めていきます。

基本目標 3 自立支援と社会参加の促進

世界的な感染拡大が起こった新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、多くの市民が行動制限や外出抑制をしなければならない状況に置かれ、障がいのある人にとっても就労意欲の維持や社会参加の機会確保が困難になるケースが生じています。このため、市内事業所の障がい者雇用に対する理解促進を図るとともに、障がいのある人の就業や就労継続に向けた取り組みの支援に努めていきます。

また、障がいのある人の社会生活が一層豊かになるよう、様々な活動機会が確保されるよう支援を行うとともに、地域福祉活動の推進による支える側の人材育成にも努めていきます。

基本目標 4 子どもへの切れ目のない支援の充実

成長や発達に支援が必要な子どもや障がいのある子どもを早期に発見し、支援を行っていくためには、地域における保健・医療・福祉・教育など関係機関が連携・協力を進めていくとともに、妊産婦や子育て世帯にとって身近な相談先があることが広く認知される必要があります。このため、関係機関が必要な情報を適宜共有することや重層的な支援に取り組むことで、妊娠期から就学前・就学後も切れ目のない支援が効果的に行われていくよう努めていきます。

第4章 施策の方向性

第1節 生活支援体制の充実

【現状と課題】

障がいがある人もない人も、住み慣れた地域でその人らしく生活できる社会の実現を目指していくうえで、障がいのある人には特性に応じた質の高い障がい福祉サービスが受けられることが必要です。障がい福祉サービスの利用者数は年々増加傾向にあります。アンケート調査では、本市の障がい福祉サービスに関する満足度について、「どちらかといえば不満」「不満」という回答の割合が、身体障がいのある人の9.4%、知的障がいのある人の8.9%、精神障がいのある人の5.1%となっており、この割合が少しでも減少していくように、本市が独自に実施する地域生活支援事業の充実など、ニーズに応じたサービスの質・量の確保に努めていく必要があります。

また、本市の高齢化率（65歳以上）は昨年4月に40%を超える状況となり、障がいのある人と介助者となっている家族の高齢化も進んでいます。アンケート調査では、悩みがあるときの相談先として「家族・親族」という回答は身体障がいのある人の57.0%、知的障がいのある人の38.2%、精神障がいのある人の49.5%を占めており、将来的な生活プランを描いていくことを含め、悩みや困りごとを相談できる体制の充実が不可欠となっています。本市では令和3（2021）年度から、地域生活支援拠点の相談事業を指定特定相談支援事業所に委託しており、今後とも相談支援体制の充実により、悩みや困りごとの状況が少しでも改善されていくよう努めていく必要があります。

障がいのある人の保健・医療との関わりについて、アンケート調査では、身体障がいのある人のうち、最も影響の大きい障がいを受けた時期について「40歳以上」の年齢で回答した人が62.0%を占めており、後天的な要因により障害者手帳を取得したケースも多数あると考えられます。通院の状況については、精神障がいのある人の82.8%、身体障がいのある人の59.5%が「通院している」と答えており、保健・医療・福祉の連携・協力が欠かせないことが窺えます。

このように、障がいの原因にもなりえる生活習慣病の予防に向けた特定健診受診の促進、精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築、難病の認定を受けている人や高次脳機能障がいのある人への障がい福祉サービスに関する周知など、3つの分野の関係者が情報共有や支援方法の検討を共同で行うことにより、重層的な支援策につながっていくものと考えられ、関係機関により構成されている障害者地域自立支援協議会や個別のケース会議を通じて、相互理解や課題の共有を進めていく必要があります。

基本目標 1 生活支援体制の充実

1 生活支援サービスの 充実	<ul style="list-style-type: none">(1) 障がい福祉サービスの充実(2) 外出支援の充実(3) 重度障がいのある人を対象とした生活支援サービスの充実(4) 経済的支援の充実
2 相談支援体制の 充実	<ul style="list-style-type: none">(1) 相談支援体制の充実(2) 地域で支える体制の充実(3) 計画相談支援等の充実(4) 地域包括支援センター等との連携(5) ケアラーへの支援(6) 障害者地域自立支援協議会の機能強化(7) 情報提供の充実
3 保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none">(1) 障がいの原因となる疾病の予防(2) 訪問指導等の充実(3) 精神保健活動の推進(4) 難病患者への支援(5) 市立病院の充実(6) 専門の医療機関との連携強化(7) 医療費の負担軽減

1 生活支援サービスの充実

(1) 障がい福祉サービスの充実

居宅介護・行動援護・同行援護などの訪問系サービス、生活介護・短期入所・日中一時支援事業などの日中活動系サービス、移動支援事業・日常生活用具給付等事業など、在宅支援、日中活動支援、日常生活支援を目的とした障がい福祉サービスの充実を図ります。また、障がい福祉サービスが計画的に提供されるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

(2) 外出支援の充実

重度身体障害者ハイヤー料金助成、重症心身障害児等通所施設交通費助成、肢体不自由児療育訓練交通費助成、地域生活支援事業である自動車改造費助成など、費用助成制度の利用促進を図るとともに、補装具費支給制度や介護保険給付など、車いす等の購入・貸与に関する制度の周知を図り、障がいのある人の外出を支援します。

(3) 重度障がいのある人を対象とした生活支援サービスの充実

除雪サービス、雪下ろし費用の助成、高齢者等位置情報提供サービスなど重度の障がいのある人及びその家族を対象とした在宅での生活を支えるサービスの充実に努めます。

(4) 経済的支援の充実

特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当・介護手当の適切な支給や障害年金の受給、水道料金の軽減、JRやバスの運賃割引など各種制度に関する理解促進を図り、障がいのある人の経済的支援に努めます。

2 相談支援体制の充実

(1) 相談支援体制の充実

障がいのある人及びその家族の意向を踏まえて、サービス等利用計画の作成など総合的かつ計画的なサービス提供につなげる相談支援事業、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援に向けた地域生活支援拠点事業など、相談支援体制の充実に努めます。また、精神障がいのある人及びその家族に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、保健所などの関係機関、指定特定相談支援事業所との連携を図ります。

(2) 地域で支える体制の充実

地域に定着した相談活動を行う身体障害者相談員及び知的障害者相談員、地域福祉の相談窓口である民生児童委員などを対象とした研修機会の充実や、自らが発達障がいのある児童の子育て経験があり保護者の視点から相談支援を行うペアレントメンターの活用など、より効果的な相談支援が行われるよう体制の充実に努めます。

(3) 計画相談支援等の充実

障がいのある人が抱える課題の解決や適切なサービス利用、施設入所や医療入院している障がいのある人の地域移行、移行後の生活不安を和らげる相談支援体制の実現のため、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の適切なサービス提供に努めます。

(4) 地域包括支援センター等との連携

障がいのある高齢者が適切な介護・福祉サービスを受けるため、地域包括支援センター、介護支援専門員(ケアマネージャー)等との連携を図ります。

(5) ケアラーへの支援

障がいのある人などを支えるケアラーについての理解が促進されるよう周知・啓発を図るとともに、ケアラーの世帯状況に応じた相談支援が行われるよう体制の充実に努めます。

(6) 障害者地域自立支援協議会の機能強化

障がい福祉サービス事業者・雇用・教育・保健・医療等の関係者により組織される障害者地域自立支援協議会について、定期的な会議開催による意見交換や情報共有を積極的に行い、関係者間のネットワーク機能が一層発揮されるよう努めます。

(7) 情報提供の充実

障がいのある人の生活を支える各種制度に関する情報を一冊にまとめた「障がい者福祉のしおり」を適宜更新するとともに、市ホームページ等の活用により、情報提供の充実に努めます。



【障がい者福祉のしおり】

3 保健・医療の充実

(1) 障がいの要因となる疾病の予防

障がいの後天的要因となる疾病のうち、予防可能な生活習慣病に重点を置いた健康診査やがん検診、保健指導等を通じて、ライフステージに応じた生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進します。

(2) 訪問指導等の充実

障がいのある人やその家族の健康の保持増進を図るため、看護師、保健師、栄養士が訪問のうえ相談・助言等の支援に努めます。

(3) 精神保健活動の推進

心の健康づくりや精神障がいに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、精神障がいのある人が在宅生活を継続できるよう保健所や地域活動支援センターとの連携を推進します。また、精神科病院の入院患者のうち条件が整った場合、地域での在宅生活が可能となる人に対し、円滑な地域移行を図るための支援に努めます。

(4) 難病患者への支援

難病患者やその家族の生活の質の向上を図るため、日常生活用具を給付するとともに、保健所が行う難病対策(相談・教室事業、医療給付の申請等)について連携を図ります。

(5) 市立病院の充実

地域の基幹病院として、地域における保健・医療・福祉の関係機関等と連携を図りながら、障がいのある人に配慮した診療内容・体制の確保に努めます。



(6) 専門の医療機関との連携強化

発達障がいや難病等を早期に発見し、適切な支援が受けられるよう、北海道立子ども総合医療・療育センター等の専門の医療機関との連携強化を図ります。

(7) 医療費の負担軽減

重度心身障害者医療事業、自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)等により、障がいのある人の医療費の負担軽減に努めます。

第2節 安全・安心な生活環境の整備

【現状と課題】

障がいのある人が地域において安全・安心な暮らしを送るためには、住環境の確保、社会的な障壁を取り除くためのハード(施設環境の整備)とソフト(心情面の相互理解)のバリアフリー化などが必要となります。近年は、障がいのある人のための共同生活援助(グループホーム)の利用が増え、公共施設では市役所が令和2年に改築されるなどハード面の整備が進んでいますが、ソフト面では、アンケート調査で、「差別を受けたり嫌な思いをしたことがある」(「ある」と「少しある」の合計)と回答した人は身体障がいのある人の26.5%、知的障がいのある人の42.0%、精神障がいのある人の47.4%という結果になり、辛い思いをしたことのある人が多数存在することが明らかになりました。一般市民へのアンケート調査では、障害者差別解消法について「名前も内容も知らない」という回答が全体で62.3%となっています。包摂的な共生社会を目指す「インクルージョン」を推進していくためにも、施設整備の推進とともに、広報・啓発活動などを通じて障がいのある人に対する理解の促進を図り、心のバリアフリー化や差別解消の取り組みを進めていく必要があります。

また、災害発生時における障がい特性に配慮した避難支援や障がいのある人の消費者トラブルの回避を進めていくためには、日頃から関係機関の連携・協力による防災・防犯の取り組みを進めていくとともに、円滑に情報を取得・利用できる環境の整備が必要となります。アンケート調査では、災害が起きたときの避難場所について「知らない」という回答は身体障がいのある人の27.3%、知的障がいのある人の56.7%、精神障がいのある人の36.4%となっており、緊急時の連絡方法を含め、スマートフォン等の活用など情報アクセシビリティの向上が重要な課題となります。

障がいのある人などの自身の判断能力が不十分な場合、成年後見制度の適切な利用が想定されますが、本市では砂川市社会福祉協議会への委託により成年後見支援センターを開設し、同協議会では令和元年度より法人として成年後見人の担い手となる法人後見支援事業も行っています。アンケート調査では、「成年後見制度について名前も内容も知っている」という回答は、身体障がいのある人の31.8%、知的障がいのある人の15.3%、精神障がいのある人の22.2%となっており、令和2年の同様の調査結果(身体24.0%、知的10.2%、精神20.6%)を上回りましたが、今後とも成年後見制度の周知を図り、対象者の権利擁護に努めていく必要があります。

基本目標 2 安全・安心な生活環境の整備

1 住まいの確保・充実	(1) 公営住宅の供給 (2) 民間賃貸住宅への指導・啓発 (3) 住宅相談窓口の充実 (4) バリアフリー住宅への改修促進 (5) 居住系サービスの充実
2 バリアフリー化の推進	(1) 人にやさしい建築物の整備 (2) 道路・歩道の整備改善 (3) 冬期間の生活環境の向上 (4) 公園施設の整備改善 (5) 情報アクセシビリティの向上
3 心のバリアフリー化の推進	(1) 「心のバリアフリー」の浸透 (2) 障がいを理由とする差別解消の促進 (3) 障がいの理解を深める学習機会の充実 (4) 啓発活動への連携・協力
4 防災・防犯対策の充実	(1) 避難行動要支援者名簿の活用 (2) 福祉避難所の整備 (3) 防犯対策のためのセーフティネットづくり (4) 緊急通報装置及び NET119 緊急通報システムの普及啓発 (5) 障がいのある人への生活状況の確認
5 権利擁護体制の充実	(1) 日常生活自立支援事業等の周知 (2) 成年後見制度の周知 (3) 虐待防止に向けた取り組みの促進

1 住まいの確保・充実

(1) 公営住宅の供給

「砂川市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立った住宅整備・団地環境整備を推進します。

(2) 民間賃貸住宅への指導・啓発

障がいのある人にとって住みやすい民間賃貸住宅が整備されるよう、「バリアフリー法」「北海道福祉のまちづくり条例」「北海道福祉のまちづくり指針」等による指導・啓発に努めます。

(3) 住宅相談窓口の充実

障がいのある人又はその家族が望む住宅建築や改修に関する相談に対応するため、関係部署と連携を図り、住宅相談窓口の充実に努めます。

(4) バリアフリー住宅への改修促進

「高齢者等安心住まいる（住宅改修）補助金」、介護保険給付（住宅改修）及び日常生活用具給付等事業（居宅生活動作補助用具）、北海道社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付制度」の情報提供などを通じて、バリアフリー住宅への改修促進を図ります。

(5) 居住系サービスの充実

社会福祉法人等によるグループホームの建設計画が立案された場合には、補助金申請等の支援を行うことで、入居希望者に対する居住の場の確保に努めます。

2 バリアフリー化の推進

(1) 人にやさしい建築物の整備

公共施設の新設にあたっては「バリアフリー法」「北海道福祉のまちづくり条例」「北海道福祉のまちづくり指針」等に基づいた整備基準による施設整備に努めます。また、施設の利用形態、利用者等を把握した上で、障がい者用トイレ・オストメイト対応トイレの整備や障がい者用駐車スペースの確保など、障がいのある人が使いやすい施設整備を推進します。

(2) 道路・歩道の整備改善

道路については、歩道の段差解消や点字ブロックの設置など、障がいのある人等が安心して歩道を通行できるよう、更新時期などに合わせ計画的に整備改善を

図ります。視覚に障がいのある人や車椅子利用者等が安心して歩道を通行できるよう、歩道上の不法占用物、違法広告物の解消のため、啓発・撤去指導を推進します。

(3) 冬期間の生活環境の向上

歩道等を障がいのある人等が安心して通行できるよう、滑り止め材の散布を行い、車道・歩道の除排雪の充実に努め、冬期間の生活環境の向上を図ります。

(4) 公園施設の整備改善

公園については、「北海道福祉のまちづくり条例」「砂川市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置の技術的基準に関する条例」の整備基準に基づき、入口等の段差解消、障がい者用トイレや障がい者用駐車スペースの確保など、利用状況等を勘案し、障がいのある人が利用しやすい施設となるよう更新時期などに合わせ整備を推進します。

(5) 情報アクセシビリティの向上

デジタル社会において、情報の発信・取得方法が多様化していることを踏まえ、障がいのある人が生活上必要な情報や様々な活動に参加するための情報を取得・利用しやすい環境の向上に努めます。

3 心のバリアフリー化の推進

(1) 「心のバリアフリー」の浸透

障害者週間（12月3日～9日）や世界自閉症啓発デー（4月2日）、発達障害啓発週間（4月2日～8日）を通じて、市、関係機関、団体の広報手段により、障がいへの理解やヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発の推進など、心のバリアフリーの浸透に努めます。



【障害者週間】



【世界自閉症啓発デー】



【ヘルプマーク】



【ヘルプカード】

(2) 障がい理由とする差別解消の促進

出前講座をはじめとする各種講座や講演会、研修会等の機会や市の広報紙、ホームページ等を通じて、障がいのある人に対する差別の解消、障がい種別による各種標識の意味や合理的配慮の必要性について、理解が促進されるよう努めます。



【身体障害者標識】
(道路交通法)



【聴覚障害者標識】
(道路交通法)



【ほじょ犬マーク】
(身体障害者補助犬法)

(3) 障がいの理解を深める学習機会の充実

障がいや、障がいのある人への理解を深めるため、児童生徒の学習時間の確保に努め、福祉教育の一層の充実を図るとともに、保護者への啓発を図ります。

(4) 啓発活動への連携・協力

障がいのある人への理解を深めるため、障がい者施設、事業者によるイベントや各種ボランティア団体等による啓発活動への連携・協力を図ります。

4 防災・防犯対策の充実

(1) 避難行動要支援者名簿の活用

砂川市地域防災計画を基本に、障がいのある人などの避難行動要支援者名簿を適宜更新することにより、平常時から市及び消防機関で名簿を共有し、災害発生時には自衛隊、警察、民生児童委員、自主防災組織などに提供することで安否確認や避難支援への活用を図ります。

(2) 福祉避難所の整備

避難所において特に配慮を必要とする人が、良好な生活環境で必要な支援を受けられるよう、福祉避難所の整備を推進します。

(3) 防犯対策のためのセーフティネットづくり

障がいのため判断能力が十分でない人などの犯罪による被害や消費者トラブルを防止するため、日頃からの啓発活動など関係機関との連携による支援体制の充実に努めます。

(4) 緊急通報装置及びNET119 緊急通報システムの普及啓発

身体に重度の障がいのある人が24時間体制で迅速かつ適切に利用できる緊急通報装置及び聴覚・言語機能障がいのある人がスマートフォン等から緊急通報できるNET119 緊急通報システムについて普及啓発を図り、人命の安全確保及び日常生活の不安解消に努めます。



【緊急通報装置】



【NET119】

(5) 障がいのある人への生活状況の確認

一人暮らしなどで障がいのある人へ、市、地域包括支援センター、民生児童委員及び町内会が連携し、地域全体で日常の見守りや声かけによる安否確認に努めます。

5 権利擁護体制の充実

(1) 日常生活自立支援事業等の周知

判断能力が十分でない障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう、市が社会福祉協議会に委託している成年後見支援センターが行う日常生活自立支援事業や金銭管理等支援事業の周知を図ります。

(2) 成年後見制度の周知

障がいなどにより判断能力が十分でない人の財産管理や契約行為などを支援するために、成年後見制度及び地域生活支援事業として実施されている成年後見制度利用支援事業の周知を図ります。

(3) 虐待防止に向けた取り組みの促進

障がいのある人への虐待の予防及び早期発見等を行うため、関係機関との連携を強化し、虐待防止体制の整備充実を図るとともに、障害者虐待防止法の趣旨、虐待の定義、虐待発見者の通報義務、通報後の対応等について、市民、障がい者団体、関係施設、企業等への啓発活動に努めます。

第3節 自立支援と社会参加の促進

【現状と課題】

令和2年以降における新型コロナウイルスの感染拡大により、障がいのある人にとっても希望する活動が十分できないなどの影響が生じています。アンケート調査では、知的障がいのある人について「ほとんど毎日外出する」と「ときどき外出する」の合計が平成24年には90.0%でしたが、今回は68.2%に止まる結果となりました。本計画期間中においてどのような感染傾向となるか不明ですが、障がいのある人にとって自立した生活の基盤となる就労や、生活を豊かにする様々な活動への参加の継続は、社会の一員としてそれぞれの能力を発揮する機会にもつながります。

雇用と就労の推進については、アンケート調査で「会社・自営業などで仕事をしている」という回答は身体障がいのある人の16.7%、知的障がいのある人の17.8%、精神障がいのある人の29.3%と、平成24年の調査結果（身体10.0%、知的0.6%、精神21.6%）を上回りました。今後とも障がいのある人の雇用促進に向けて事業主に対する啓発・周知を行うとともに、一般就労への移行支援や福祉的就労の場の確保に努めていく必要があります。

社会参加の促進については、各障がい者団体の活動、町内会などの地域活動、文化、スポーツ・レクリエーション活動など、自発的な意思で参加・交流できる場が確保されるよう、団体活動への支援やボランティア活動などの推進に努めていく必要があります。

また、地域福祉活動の推進について、一般市民へのアンケート調査では、障がいのある人に対する支援について、「既に参加・協力している」が3.9%、「ぜひ参加・協力したい」が8.0%、「条件次第で参加・協力したい」が47.6%、合計で59.5%の人が前向きな考えであることがわかりました。参加・協力する条件として「時間的な制約が少ないこと」などが挙げられていますが、この思いが現実的な支援行動につながっていくように、ボランティア活動の理解促進と機会の確保に努めていく必要があります。

基本目標3 自立支援と社会参加の促進

1 雇用と就労の推進	<ul style="list-style-type: none">(1) 障がいのある人の雇用促進(2) 市職員における雇用(3) 北海道障害者職業能力開発校活用の周知(4) 就労移行支援の充実(5) 就労継続支援の充実(6) 福祉事業所における生産品の販売促進(7) 農福連携の推進
2 社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none">(1) 障がい者団体活動への支援(2) スポーツ・レクリエーション及び芸術・文化活動の振興(3) 選挙時における配慮
3 地域福祉活動の 推進	<ul style="list-style-type: none">(1) ボランティア活動の促進(2) ボランティアの育成(3) 障がいのある人のボランティア活動への参加支援(4) 民生児童委員、町内会福祉部等の活動の充実

1 雇用と就労の促進

(1) 障がいのある人の雇用促進

障がいのある人の雇用について、障害者試行雇用事業(トライアル雇用)、職場適応援助者(ジョブコーチ)などの周知・活用を図るとともに、公共職業安定所(ハローワーク)との連携による雇用促進の充実に努めます。

(2) 市職員における雇用

市職員における障がいのある人の法定雇用率について達成されるよう努めるとともに、市施設において障がいのある人にとって心身ともに働きやすい職場環境づくりに努めます。

(3) 北海道障害者職業能力開発校活用の周知

障がいのある人の就労及びそれに伴う生活に関する指導・助言・職業訓練の斡旋など、障がいのある人が就労に必要な知識、技能を習得し、職業生活における自立促進が図られるよう北海道障害者職業能力開発校の積極的な活用について周知に努めます。

(4) 就労移行支援の充実

一般企業等への就労を希望する人に一定期間、就労に必要な訓練を行うとともに、個別支援計画に基づき、公共職業安定所(ハローワーク)や関係機関と連携して求職活動の支援、相談などの支援を行い、就労へとつながるよう適切なサービスの提供に努めます。

(5) 就労継続支援の充実

多様な障がいの特性に合った福祉的就労の場として、就労継続支援事業(A型・B型)の適切なサービス提供に努めます。

(6) 福祉事業所における生產品の販売促進

福祉施設に就労する障がいのある人の経済的自立を支援するため、生產品の紹介・宣伝や優先購入・調達を推進します。

(7) 農福連携の推進

農福連携は障がいのある人の農業分野における活躍と農業生産現場の働き手確保につながる取り組みであり、国が実施する農福連携支援事業等を農業経営者や福祉団体への周知に努めます。

2 社会参加の促進

(1) 障がい者団体活動への支援

障がい者団体が主体的な活動を行うための相談受付や情報提供、活動スペースの提供などの支援に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーション及び芸術・文化活動の振興

障がいのある人が参加できるスポーツ大会やレクリエーションへの参加を支援するとともに、芸術・文化活動に関わる情報提供に努め、障がいのある人も参加しやすい環境づくりに努めます。

(3) 選挙時における配慮

障がいのある選挙人の投票参加を促進するため、音声版・点字版による情報提供、投票所における駐車場確保やバリアフリー化、自宅からの投票が可能な郵便等による不在者投票制度や点字による投票制度、代筆による代理投票制度の利用周知を図ります。

3 地域福祉活動の推進

(1) ボランティア活動の促進

障がいのある人へのボランティア活動の促進のため、社会福祉協議会が行っているボランティアセンターの活動促進に努めます。

(2) ボランティアの育成

手話通訳や朗読ボランティア、通院介助ボランティア等、障がいのある人のニーズに対応した各種ボランティアの育成を図ります。また、市民ボランティア講座の実施など、社会福祉協議会と連携し、ボランティアの裾野を広げる取り組みの支援に努めます。

(3) 障がいのある人のボランティア活動への参加支援

障がいのある人がボランティア活動に参加しやすいよう、町内会や障がい者団体と連携し、地域活動の機会の確保に努めます。

(4) 民生児童委員、町内会福祉部等の活動の充実

地域で活動する民生児童委員や町内会福祉部等の活動の充実に向けた各種取り組みを推進します。

第4節 子どもへの切れ目のない支援の充実

【現状と課題】

子どもの出産後、子育て世帯にとっては子どもの成長、発達が大きな関心事になりますが、心配される点が生じた場合には、相談できる場が身近にあることで心理的負担の軽減が図られます。本市では令和3年度から子育て世代包括支援センター事業を開始し、出産や育児の悩みの解消に向けた相談体制の充実に努めています。

また、就学前の成長・発達に遅れがみられる乳幼児については、早期療育を行う子ども通園センターの充実を進めるとともに、保育所における障がいのある子どもの受け入れなど、早期療育の充実や集団適応性の伸長に努めています。

必要な療育や支援が早期から実施される環境が一層整備されていくためには、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談体制の充実、関係機関における連携の強化、発達と障がいに関わる職員研修の充実などに努めていく必要があります。

小中学校においては、個々の教育的ニーズに応じた支援を行う特別支援教育支援員の配置や、特別な支援が必要な児童生徒の進級・進学に向けた継続した支援が行われています。文部科学省の調査では、通常学級に在籍する小中学生の約8.8%に、学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が発表されており、今後とも関係部署の連携のもと、教育上の合理的配慮を含む必要な支援内容が切れ目なく確実に引き継がれるよう努めていく必要があります。

また、放課後等デイサービス事業の推進と連携、学童保育所における特別な支援が必要な児童の受け入れを継続していくことにより、児童の発達、保護者の負担軽減に努めていく必要があります。

基本目標4 子どもへの切れ目のない支援の充実

1 早期療育体制の 充実	<ul style="list-style-type: none">(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実(2) 乳幼児の疾病の早期発見・支援(3) 早期療育に向けた体制づくり(4) 巡回児童相談の充実(5) 機能訓練の充実(6) 発達と障がいに関わる研修の実施(7) 児童発達支援等の充実
2 保育の充実	<ul style="list-style-type: none">(1) 保育所の受け入れ体制の充実(2) 関係機関との連携(3) 保育施設・設備の改善(4) 障がい児保育のための職員研修の充実
3 特別支援教育等の 充実	<ul style="list-style-type: none">(1) 教育相談の充実(2) 特別支援教育に関わる研修の充実(3) 特別支援教育支援員の配置(4) 特別支援教育体制の充実(5) 特別支援教育の普及啓発(6) 特別支援学級と通常学級などの交流(7) 学校施設の整備推進(8) 放課後等デイサービスの充実(9) 学童保育所の受け入れ体制の充実

1 早期療育体制の充実

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

子育て世代包括支援センター事業により、母子手帳交付時や妊娠中期の面接相談及び訪問指導等を通じて、切れ目のない伴走型支援を行うとともに、妊婦一般健康診査への助成や陣痛タクシー事業、産後ケア事業により、安全・安心な出産・子育てができる環境整備に努めます。

(2) 乳幼児の疾病の早期発見・支援

新生児聴覚検査費の助成や発達状況を確認する乳幼児健診の実施により、乳幼児の健康について心配される点を早期に発見するとともに、事後のフォローや療育機関へつなげていく適切な支援に努めます。

(3) 早期療育に向けた体制づくり

障がい児の早期発見、早期療育に向けた一貫した体制の確立と関係者間の連携を確保するため、「砂川地域療育推進協議会」の活動推進により地域療育の強化に努めます。

(4) 巡回児童相談の充実

障がいや発達の遅れが心配される幼児や児童に関して、児童相談所職員(児童福祉司)による専門的な相談機会を確保し、保護者が発達や進路などの指導・助言を受けることができるよう巡回児童相談の充実に努めます。

(5) 機能訓練の充実

肢体に障がいをもつ児童に対し、ふれあいセンターを会場として関係機関から派遣される理学療法士より専門的な訓練を受けることで機能回復の促進を図る、肢体不自由児療育訓練事業の充実に努めます。

(6) 発達と障がいに関わる研修の実施

保健・医療・療育・保育・教育・福祉等の関係者を対象に、児童の発達や障がいに関わる研修を実施することで専門的知識の向上を図るとともに、子ども通園センター通所児童の保護者を対象とした学習会を開催することで、児童の発達等に対する理解促進に努めます。

(7) 児童発達支援等の充実

日常生活における基本動作や集団生活に適応するための指導を行う児童発達支援や保育所等訪問支援により、療育サービスの充実に努めます。

2 保育の充実

(1) 保育所の受け入れ体制の充実

障がい等のある幼児に対して、集団保育を通じて健やかな発達を促すことができるよう保育士の加配など受け入れ体制の充実に努めます。

(2) 関係機関との連携

子ども通園センター、子育て世代包括支援センターや子育て支援センターとの情報共有等を通じて連携強化を図ります。

(3) 保育施設・設備の改善

障がい等のある幼児がのびのびと安全な環境で保育を受けることができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った施設・設備の改善に努めます。

(4) 障がい児保育のための職員研修の充実

保育所に通う障がい等のある幼児が集団の場でより良い発達を遂げていくことができるよう、専門性の向上を図る保育士研修の充実に努めます。

3 特別支援教育等の充実

(1) 教育相談の充実

障がい等のある幼児・児童・生徒の適切な就学や教育に関して、教育相談を実施するとともに、関係機関と連携を図りながら対応に努めます。

(2) 特別支援教育に関わる研修の充実

LD(学習障がい)、ADHD(注意欠如多動性障害)、高機能自閉症等の発達障がいなどに対する教職員の理解促進を図るため、砂川市特別支援教育連携協議会等の研修機会の確保に努めます。

(3) 特別支援教育支援員の配置

通常学級に特別支援教育支援員を配置し、特別な支援が必要な児童・生徒の状況に即した支援を行うことで個々の力の育成に努めます。

(4) 特別支援教育体制の充実

小中学校で様式を標準化した「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」について、幼稚園・保育所で同様の計画を作成することで、教育・保育上の合理的配慮を含む支援内容が切れ目なく引き継がれるように努めます。

(5) 特別支援教育の普及啓発

発達障がい等を持つ児童・生徒を早期に発見して適切な教育を行うため、教育・療育・保育・福祉などの関係機関が連携した相談体制の構築を図るとともに、保護者への啓発に努めます。

(6) 特別支援学級と通常学級などの交流

特別支援学級と通常学級など障がいのある人とない人がともに参加する機会を充実するなど交流促進を図り、互いの理解の深化に努めます。

(7) 学校施設の整備推進

特別支援学級に在籍する児童・生徒の教育的ニーズに応じた教育環境づくりを目指し、令和8年度に開校を予定している義務教育学校の施設整備を推進します。

(8) 放課後等デイサービスの充実

子ども通園センターや民間事業所により実施している放課後等デイサービスの適切な提供に努めます。

(9) 学童保育所の受け入れ体制の充実

集団生活を通じて健全育成が図られるよう、特別な支援が必要な児童に対応する指導員を配置するなど、保育体制の充実に努めます。

第5章 計画の推進体制

1 計画の周知

本計画を広く市民に周知し、障がいや障がいのある人への正しい理解を普及させながら、基本理念・基本目標の実現に向けて、障がいのある人の豊かな地域生活の実現に努めていきます。

2 計画の推進体制

本計画は、保健、医療、福祉、教育、労働など広範囲にわたっていることから、本市では関係部署及び関係機関等が連携して障がい者施策を推進するとともに、地域福祉活動を実施している関係団体と連携を図り、市民全体で計画の実現に向けて取り組んでいきます。

このことから、障害者地域自立支援協議会を中心に関係機関と相互に連携しながら、障がいのある人のライフステージに応じた支援を行い、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、計画を推進していきます。

3 国・道及び近隣市町との連携

本計画には、広域的に対応しなければならない施策もあることから、広域における障がい福祉サービス等の実施状況を踏まえ、国・道や近隣市町と連携し計画の推進に努めます。

また、障害者総合支援法をはじめとする関係法令の改正に伴う障がい者福祉施策の見直しに対応するため、国や道などの動向を見ながら、計画の弾力的な運用を行うとともに、障がいのある人の多様化するニーズを把握し、国・道や近隣市町との連携を図ります。

資料編

1 策定体制

1. 1 砂川市障害者地域自立支援協議会

砂川市障害者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項に基づき障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が、地域での自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の福祉施策及び地域生活支援を推進するため、砂川市障害者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 障害者等又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、障害者等の支援に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の福祉、保健、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害者の権利擁護に関すること。
- (6) 砂川市障がい者計画及び砂川市障がい福祉計画の策定等に関すること。
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者団体の代表者
- (2) 相談支援事業者の代表者
- (3) 障害福祉サービス事業者の代表者
- (4) 保健、医療等の関係機関の代表者
- (5) 就労支援、雇用施策関係機関の代表者
- (6) 教育関係機関の代表者
- (7) 学識経験者
- (8) その他市長が必要と認める者

3 前条第6号に関する事項を協議する必要があるときは、公募により選出した委員を加えるものとする。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。なお、公募により選出した委員の任期は、計画策定時までとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、委員の互選により、会長及び副会長を置く。

2 協議会は会長が招集する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(報償費)

第5条 委員には、予算の定めるところにより報償費を支払うものとする。

(部会等)

第6条 協議会に、必要に応じて部会及びケース検討会議を置くことができる。

2 部会の組織、委員等は、協議会で定める。

3 ケース検討会議は、関係機関等の実務担当者により、個別事例について情報交換及び支援方法の検討を行う。

4 協議会は、必要があると認めるときは関係機関等の職員等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、砂川市保健福祉部社会福祉課に置く。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年1月20日から施行する。

砂川市障害者地域自立支援協議会委員名簿

	区 分	団 体 名	役 職 名	委 員 名
1	保健・医療	空知医師会（砂川部会）	会 長	明 円 亮
2	”	北海道空知総合振興局保健環境部 滝川地域保健室（滝川保健所）	健康推進課長	大 澤 百合子
3	学 識	砂川市社会福祉協議会	会 長	岡 本 昌 昭
4	”	砂川市民生児童委員協議会 （心身障がい者対策部会）	部会長	橋 場 勉 （～R5.1.31） 伊 藤 孝 子 （R5.2.1～）
5	障 害 者 団 体	砂川身体障害者福祉協会	会 長	大 橋 俊 彦
6	相談支援 事 業 者	社会福祉法人くるみ会 地域生活支援センターぽぽろ	センター長	田 澤 智 晴
7	障害福祉 サービス	特定非営利活動法人 つむぎの家	サービス 管理責任者	馬 面 紀 子
8	”	砂川希望学院	施設長	富 英 隆
9	教 育	北海道障害者職業能力開発校	校 長	加 藤 直 樹
10	就労支援 雇用施策	滝川公共職業安定所	就職促進指導官	新 木 崇 之
11	公 募			側 直 子

1. 2 砂川市障がい者福祉計画策定推進委員会

砂川市障がい者福祉計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 ノーマライゼーションの理念を引き継ぎ、障がい者が地域で安心して生活できる総合的な保健・医療・福祉に関する計画を策定し、その円滑な推進に資するため、砂川市障がい者計画策定推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進委員会は、次の事項について協議検討する。

- (1) 障がい者計画に関すること。
- (2) その他前号の目的を達成するために必要と認める事項

(委員)

第3条 推進委員会の委員は、本市の執行機関及び関係行政機関の職員をもって充てる。

2 委員の任期は、障がい者計画策定終了時までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は副市長がその任にあたり、会務を総理する。

3 副委員長は教育長がその任にあたり、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 推進委員会に次の各号に定める専門部会を置き、委員長又は推進委員会の命を受けて第2条に規定する事項の細部事項を協議検討する。

- (1) 医療・保健・福祉対策専門部会
- (2) 生活・環境・防災対策専門部会
- (3) 就労・教育・社会参加対策専門部会
- (4) 総務・政策・情報対策専門部会

2 専門部会は、部会長、副部会長及び部員をもって構成する。

3 部会長は、専門部会を主宰し、部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。

(組織)

第6条 推進委員会、専門部会及び事務局の組織は別表のとおりとする。

(会議)

第7条 推進委員会は委員長が、専門部会については部会長が招集し、会議を運営する。

2 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者から意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 事務局を保健福祉部に置き、事務局長及び事務局次長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は保健福祉部長の職にある者、事務局次長は社会福祉課長の職にある者がその任にあたる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 24 年 11 月 7 日から施行する。
(砂川市障害者福祉計画策定推進委員会設置要綱 (平成 9 年 11 月 21 日) の廃止)
- 2 砂川市障害者福祉計画策定推進委員会設置要綱 (平成 9 年 11 月 21 日) は、廃止する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日訓令第 19 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

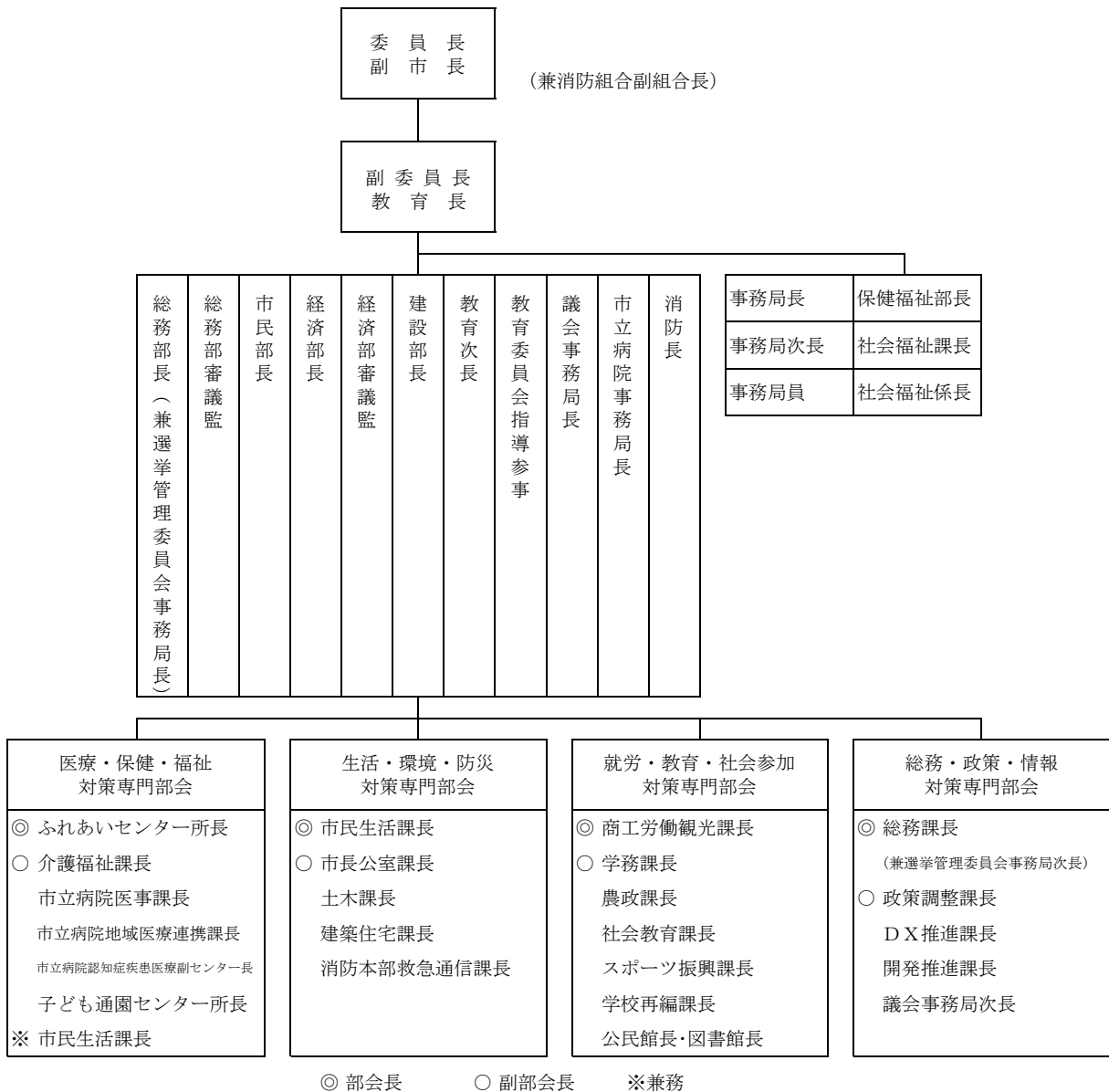
附 則 (平成 30 年 3 月 30 日訓令第 39 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 5 年 1 月 20 日から施行する。

砂川市障がい者計画策定推進委員会組織図



1. 3 砂川市障がい者福祉計画策定ワーキンググループ

砂川市障がい者福祉計画策定ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 砂川市障がい者計画を策定するにあたり、基本事項の整理及び個別事項の選定並びに砂川市障がい者計画策定推進委員会の運営を円滑に推進するため、砂川市障がい者計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、砂川市障がい者計画策定に対しての検討を加えるとともに、資料を作成する。

(構成)

第3条 ワーキンググループの委員は、別表のとおりとする。

(運営)

第4条 ワーキンググループに部会長を置く。

- 2 部会長には、社会福祉課長の職にある者を充てる。
- 3 ワーキンググループは、部会長が招集する。

(事務局及び事務局員)

第5条 ワーキンググループの事務局は、社会福祉課に置き、事務局員はワーキンググループの委員を兼ねる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループに関する必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年11月7日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年1月20日から施行する。

別表（第3条関係）

砂川市障がい者計画策定ワーキンググループ委員

所 属	計画との関連性
ふれあいセンター主幹 ふれあいセンター保健予防係長 ふれあいセンター健康増進係長 介護福祉課課長補佐 介護福祉課介護保険係長 介護福祉課介護認定係長 介護福祉課高齢者支援係長 市立病院医事課医事係長 市立病院地域医療連携課地域医療連携係長 市立病院認知症疾患医療センター地域生活支援係長 市民生活課保険係長 社会福祉課子ども保育係長 社会福祉課子育て支援係長 社会福祉課保護係長 子ども通園センター管理係長	障がい者に理解のある保健・医療体制の充実 救急医療体制の充実 精神保健福祉の充実 早期療育の充実 療育環境の充実 身近な相談と支援体制のしくみづくり 地域医療連携の強化 地域福祉活動の充実 その他
市民生活課戸籍年金係長 市民生活課生活交通係長 市長公室課広報広聴係長 市長公室課防災対策係長 市長公室課協働推進係長 土木課管理係長 土木課土木係長 土木課維持係長 土木課都市計画係長 建築住宅課住宅係長 建築住宅課住生活支援係長 建築住宅課建築係長 建築住宅課建築指導係長 消防本部救急通信課救急係長 消防本部救急通信課通信係長	居宅支援生活の充実 住宅の確保 ユニバーサルデザインの推進 移動・交通のバリアフリーの充実 消費者対策の充実 権利擁護の推進 生活道路網の充実 除雪等対策の充実 防災・防犯対策の充実 地域コミュニティの促進 協働による地域支えあいの推進 その他
商工労働観光課企業労政係長 学務課総務係長 学務課学校教育係長 農政課農政係長 社会教育課社会教育係長 社会教育課社会教育主事 スポーツ振興課振興係長 学校再編課課長補佐 学校再編課学校再編係長 公民館管理係長 図書館管理係長	就労支援の充実 労働環境の充実 活動の場の充実 余暇活動の充実 教育体制の充実 文化活動の充実 スポーツの促進 特別支援教育の推進 その他
総務課課長補佐 総務課庶務係長 総務課職員係長 選挙管理委員会事務局選挙係長 政策調整課企画調整係長 DX推進課情報推進係長 開発推進課開発推進係長 議会事務局議事係長	アクセシビリティの向上 障がい者雇用の推進 投票参加の促進 その他
【事務局】 社会福祉課長 社会福祉課社会福祉係長	障がい者計画の推進・進捗管理 その他

2 障がい者関連事業の実績

(1) 補装具費支給・日常生活用具給付等の状況

【補装具費支給状況】

(単位：件)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
一般	48	41	58	49	49	45	41	42	34	39
児童	10	11	8	10	10	14	6	24	9	8
計	58	52	66	59	59	59	47	66	43	47

【日常生活用具給付等状況】

(単位：件)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
一般	463	508	558	468	545	569	603	624	601	614
児童	0	0	0	0	14	0	0	1	3	4
計	463	508	558	468	559	569	603	625	604	618

(2) 自立支援医療(更生医療・育成医療)の給付状況

【更生医療】

(単位：件)

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
85	92	93	98	95	96	92	89	87	82

【育成医療】

(単位：件)

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
0	1	3	3	3	3	4	2	4	4

(3) 手当の給付状況

(単位：件)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
介護手当	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別障害者手当	20	20	22	21	21	19	19	19	17	15
障害児福祉手当	10	8	7	6	6	5	6	6	6	6
福祉手当 (経過措置)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別児童 扶養手当	39	43	45	37	33	31	28	30	31	26

(4) 交通費助成事業実施状況

【心身障害者通所施設交通費助成状況】

(単位：人)

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
5	5	4	4	4	4	3	3	3	2

【在宅精神障害回復者通所施設交通費助成】

(単位：人)

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
8	1	1	1	1	2	4	4	4	4

【肢体不自由児療育訓練交通費支給】

(単位：人)

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【重度身体障害者ハイヤー料金助成】

(単位：人)

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
73	62	65	56	59	58	49	43	39	36

【子ども通園センター交通費助成】

(単位：人)

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
3	1	0	0	0	0	0	1	0	0

【重症心身障害児等通園施設交通費助成】

(単位：人)

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 児童福祉施設入所措置状況

(単位：人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
養護施設	3	6	5	3	5	4	5	4	3	7
重度障害施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障害施設	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
肢体不自由施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盲・ろうあ施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
里親	0	3	4	3	3	4	4	3	2	1
児童自立支援施設	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
情緒障害児短期治療施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5	12	11	7	9	9	10	8	6	9

(6) 相談員活動状況

(単位：件)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
身体障害者 相談員	7	4	5	3	4	3	4	3	1	0
知的障害者 相談員	20	37	28	36	19	41	36	32	34	30

(7) 障害福祉サービスの利用状況

(単位：人) ※ () 内は支給決定

身体障害者	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
居宅介護	2 (3)	5 (5)	6 (8)	7 (11)	9 (11)	7 (11)	7 (9)	7 (8)	10 (14)	9 (14)
重度訪問介護	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
重度障害者 等包括支援	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
行動援護	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)
同行援護	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (2)	3 (3)	3 (3)	1 (4)	4 (4)
療養介護	7 (7)	7 (7)	8 (8)	8 (8)	7 (7)	8 (8)	8 (8)	8 (8)	7 (8)	7 (7)
生活介護	10 (11)	13 (14)	16 (16)	16 (16)	16 (17)	16 (17)	15 (19)	17 (18)	14 (17)	10 (14)
短期入所	0 (3)	0 (3)	0 (3)	0 (3)	0 (6)	0 (3)	0 (3)	0 (3)	0 (3)	0 (2)
施設入所支援	13 (13)	13 (13)	14 (14)	14 (14)	15 (15)	14 (15)	13 (15)	13 (14)	12 (13)	10 (10)
共同生活援助 (GH)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
自立訓練 (機能訓練)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
自立訓練 (生活訓練)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
就労移行支援	1 (1)	2 (2)	1 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
就労継続支援 A型	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4 (4)	3 (4)	3 (4)
就労継続支援 B型	9 (9)	9 (9)	9 (9)	10 (10)	10 (10)	9 (9)	10 (14)	13 (13)	12 (14)	13 (13)
計画相談支援	4 (4)	13 (14)	22 (24)	30 (30)	31 (31)	29 (34)	33 (35)	36 (36)	37 (40)	37 (39)
知的障害者	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
居宅介護	5 (9)	5 (10)	7 (12)	8 (16)	9 (12)	10 (15)	9 (13)	12 (13)	12 (14)	10 (14)
重度訪問介護	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
行動援護	1 (2)	3 (4)	3 (4)	3 (4)	2 (3)	2 (3)	2 (3)	1 (3)	2 (3)	3 (5)
生活介護	68 (68)	67 (67)	69 (69)	70 (70)	70 (70)	71 (73)	69 (70)	70 (72)	69 (72)	71 (76)
短期入所	11 (38)	9 (38)	10 (39)	9 (37)	12 (31)	12 (38)	9 (36)	8 (23)	7 (27)	12 (31)
施設入所支援	48 (48)	49 (49)	47 (47)	47 (47)	45 (46)	47 (47)	48 (48)	46 (48)	43 (44)	43 (43)
共同生活援助 (GH)	7 (7)	6 (6)	27 (28)	36 (36)	38 (38)	40 (42)	42 (42)	45 (45)	43 (46)	47 (48)
共同生活介護 (CH)	17 (19)	18 (21)								
宿泊型 自立訓練	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)

自立訓練 (生活訓練)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	3 (3)	1 (3)	1 (1)	1 (1)
就労移行支援	5 (5)	9 (9)	9 (9)	9 (9)	6 (6)	8 (8)	6 (7)	7 (7)	5 (5)	10 (11)
就労継続支援 A型	0 (0)	3 (3)	3 (3)	3 (4)	5 (5)	5 (5)	6 (6)	7 (7)	4 (6)	7 (8)
就労継続支援 B型	57 (59)	59 (60)	63 (65)	64 (64)	59 (62)	64 (65)	64 (65)	70 (70)	70 (71)	75 (76)
就労定着支援	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	3 (3)
計画相談支援	9 (9)	47 (52)	101 (112)	116 (116)	126 (128)	125 (135)	133 (143)	147 (150)	150 (152)	153 (155)

精神障害者	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
居宅介護	1 (2)	5 (9)	6 (10)	7 (9)	7 (7)	12 (12)	13 (14)	12 (13)	13 (14)	14 (15)
行動援護	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
生活介護	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	0 (1)	4 (4)
短期入所	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	3 (4)	3 (3)	3 (3)
施設入所支援	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (2)
共同生活援助 (GH)	8 (11)	9 (10)	12 (12)	10 (10)	13 (15)	14 (17)	14 (15)	18 (19)	21 (22)	22 (24)
共同生活介護 (CH)	0 (0)	1 (1)								
宿泊型 自立訓練	1 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
自立生活援助	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
自立訓練 (生活訓練)	6 (6)	9 (9)	7 (9)	9 (9)	1 (2)	7 (8)	7 (10)	7 (11)	6 (8)	10 (10)
就労移行支援	7 (7)	7 (7)	6 (6)	6 (6)	6 (9)	5 (6)	2 (3)	0 (1)	4 (4)	5 (5)
就労継続支援 A型	8 (8)	14 (15)	9 (14)	15 (15)	13 (17)	18 (27)	23 (30)	24 (28)	19 (25)	22 (27)
就労継続支援 B型	25 (26)	25 (26)	26 (26)	30 (30)	30 (35)	37 (41)	34 (40)	34 (37)	38 (43)	37 (42)
就労定着支援	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	2 (2)	0 (0)
地域移行支援	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
地域定着支援	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)
計画相談支援	2 (2)	11 (15)	27 (29)	28 (28)	33 (35)	49 (60)	56 (62)	62 (66)	71 (74)	78 (84)

難病患者	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
就労継続支援 A型	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)

児童	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
居宅介護	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (2)	3 (3)	1 (3)
行動援護	0 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	3 (3)	3 (3)	2 (2)	2 (3)	1 (2)
短期入所	3 (9)	3 (6)	2 (5)	1 (4)	0 (4)	1 (4)	5 (7)	7 (9)	7 (8)	7 (12)
計画相談支援	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
児童発達支援	23 (23)	26 (28)	29 (30)	34 (34)	20 (20)	27 (28)	25 (25)	31 (31)	23 (27)	43 (43)
放課後等 デイサービス	12 (12)	13 (15)	11 (11)	16 (18)	25 (26)	26 (30)	32 (33)	35 (37)	46 (48)	46 (48)
保育所等 訪問支援	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
障害児相談 支援	4 (4)	1 (5)	5 (5)	11 (14)	19 (20)	31 (33)	47 (49)	56 (57)	60 (61)	73 (75)

(8) 地域生活支援事業

(単位：人)

障害者	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
日中一時 支援事業	14 (21)	8 (21)	7 (11)	7 (7)	7 (12)	6 (12)	3 (11)	3 (10)	3 (12)	6 (13)
移動支援事業	5 (5)	2 (3)	3 (3)	3 (3)	5 (7)	5 (8)	4 (10)	8 (11)	1 (12)	3 (8)
自動車改造費 助成事業	2 (2)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)
意思疎通 支援事業	1 (1)	1 (1)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
成年後見制度 利用支援事業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	1 (1)

障害児	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
日中一時 支援事業	11 (12)	10 (13)	8 (11)	2 (4)	1 (3)	0 (2)	2 (2)	2 (3)	0 (3)	0 (0)
移動支援事業	1 (1)	1 (1)	0 (3)	0 (0)	1 (2)	1 (1)	0 (0)	1 (2)	0 (2)	0 (0)

(9) 家庭児童相談員への相談状況

(単位：件)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
相談件数 (A)	153	136	136	126	118	135	184	175	170	156
障がいに関する 相談 (B)	116	120	113	95	100	105	132	125	91	104
割合 (B/A)	75.82%	88.24%	83.09%	75.40%	84.75%	77.78%	71.74%	71.43%	53.53%	66.67%

(10) 母子自立支援員への相談状況

(単位：件)

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
126	167	165	188	259	324	346	318	294	399

(11) 健康診査実施状況

(単位：件)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
乳児健診	215	207	211	201	203	180	219	184	148	187
1歳半児健診	119	106	103	101	105	102	98	111	79	82
3歳児健診	125	141	101	111	93	114	101	89	97	83
国保特定 健診等	1,277	1,274	1,194	1,186	1,242	1,140	1,130	1,071	1,003	1,005
後期高齢者 健康診査	152	267	325	302	294	289	309	327	323	364
計	1,888	1,995	1,934	1,901	1,937	1,825	1,857	1,782	1,327	1,721

(12) 健康相談実施状況

(単位：件)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
母子関係	473	259	272	262	234	238	230	197	215	209
成人関係	2,273	2,040	1,971	1,916	2,108	1,942	1,843	1,399	965	784
計	2,746	2,299	2,243	2,178	2,342	2,180	2,073	1,596	1,180	993

(13) 健康教育実施状況

(単位：件)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
母子関係	662	700	462	604	550	484	555	967	317	486
成人関係	3,170	2,692	2,446	1,935	2,195	1,900	2,699	2,121	953	752
食生活改善 関係	447	438	481	537	466	496	387	455	12	10
計	4,279	3,830	3,389	3,076	3,211	2,880	3,641	3,543	1,282	1,248

(14) 家庭訪問実施状況

(単位：件)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
母子関係	346	320	359	242	293	272	301	237	265	253
成人関係	434	491	580	446	425	478	393	409	384	404
精神関係	5	5	3	12	5	4	7	3	8	9
その他	184	190	47	166	566	581	538	515	321	260
65歳以上 (再掲)	310	302	388	440	668	750	682	701	561	578
計	1,279	1,308	1,377	1,306	1,957	2,085	1,921	1,865	1,539	1,504

3 障がいのある人の生活を支えるおもな社会資源

■ 障がい福祉サービス

種別		サービス名
訪問系		・居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・行動援護 ・同行援護・重度障害者等包括支援
日中活動系		・療養介護・生活介護・短期入所（ショートステイ）
訓練系・就労系		・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練） ・就労移行支援・宿泊型自立訓練 ・就労継続支援A型（雇成型） ・就労継続支援B型（非雇成型）・就労定着支援
施設系		・施設入所支援
居住支援系		・自立生活援助・共同生活援助（グループホーム）
相談支援系		・計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援
障がい児	訪問系	・居宅訪問児童発達支援・保育所等訪問支援
	通所系	・児童発達支援・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス
	入所系	・福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設
	相談系	・障害児相談支援

■ 補装具費支給制度

装具の購入・修理・貸与	<p>身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具（義肢、車いす、補聴器など）の購入や修理、または貸与（歩行器など）する際、費用の一部を助成。</p> <p>利用者負担額は原則一割負担となり、さらに本人および配偶者の所得により負担上限月額が設定される。</p>
-------------	---

■ 地域生活支援事業

・理解促進研修事業・啓発事業	・自発的活動支援事業
・相談支援事業	・成年後見制度利用支援事業
・成年後見制度法人後見支援事業	・意思疎通支援事業（手話通訳者等の派遣）
・日常生活用具給付等事業（住宅改修費の助成含む）	
・手話奉仕員養成研修事業	・移動支援事業
・地域活動支援センター事業	・日中一時支援事業
・生活支援通所事業	・身体障害者用自動車改造費助成事業
・訪問入浴サービス事業	・地域生活支援拠点事業

■ 生活支援サービス

市で実施しているもの	その他
・子ども通園センター交通費助成	・腎臓機能障がい者交通費助成
・重度身体障害者ハイヤー料金助成	・駐車禁止除外指定車標章の交付
・心身障害者通所施設交通費助成	・日常生活自立支援事業
・在宅精神障害回復者通所施設交通費助成	・生活福祉資金貸付制度
・重症心身障害児等通所施設交通費助成	・産科医療補償制度
・肢体不自由児療育訓練交通費助成	・障がい者110番事業
・紙オムツ利用券交付事業	・盲ろう者通訳・介助員派遣事業
・除雪サービス	・小額貯蓄非課税制度（マル優制度）
・高齢者世帯等雪下ろし助成事業	・NTT無料番号案内（ふれあい案内）
・高齢者等位置情報提供サービス	・在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業
・緊急通報装置設置事業	・身体障害者補助犬の貸与
・避難行動要支援者制度	
・NET119	

■ 相談窓口等

・市役所、教育委員会	・ふれあいセンター
・家庭児童相談員、母子自立支援員	・市立病院地域医療連携室
・子育て支援センター	・身体障害者、知的障害者相談員
・民生児童委員	・地域包括支援センター（ささえあいセンター）
・地域生活支援センターぽぽろ	・子ども通園センター

■ 経済的支援・医療費助成

経済的支援		医療費助成
・税金の控除	・特別支援教育就学奨励費	・自立支援医療（精神通院医療）
・障害年金	・心身障害者扶養共済	・自立支援医療（更生医療）
・自動車税の減免	・上下水道料の減免	・自立支援医療（育成医療）
・特別障害者手当	・NHK放送受信料の減免	・重度心身障害者医療費助成制度
・障害児福祉手当	・携帯電話の割引	・特定疾病療養受療証
・特別児童扶養手当	・各種旅客運賃の割引	・難病医療費助成制度
・介護手当	・有料道路の割引	・特定疾患医療受給者証

■ 関係機関・団体

・公共職業安定所砂川出張所（ハローワーク砂川）	
・砂川手話の会	・北海道障害者職業能力開発校
・砂川市ことばの教室	・砂川市社会福祉協議会
・砂川市手をつなぐ育成会	・砂川市民生児童委員協議会
・砂川地区ことばを育てる親の会	・砂川身体障害者福祉協会
・砂川市成年後見支援センター	・砂川年金事務所
・滝川警察署砂川警察庁舎	

■ 市内の障がい福祉サービス事業所

種別	サービス名	事業所名	
訪問系	・居宅介護 ・同行援護	・SOMPOケア砂川	
日中系 活動系	・生活介護	・砂川希望学院 ・デイサポート優 ・デイサポート夢 ・福祉会在宅老人デイサービスセンター	
	・短期入所	・砂川希望学院短期入所事業所 ・グループホーム花笑み	
施設系	・施設入所支援	・砂川希望学院	
居住系 支援系	・共同生活援助	・共栄荘 ・豊沼荘 ・晴見たんぼぼ荘 ・グループホーム花笑み ・かえりゃんせ ・かえりゃんせⅡ ・どんぐり	
訓練系 ・ 就労系	・自立訓練（生活訓練） ・就労移行支援 ・就労定着支援	・くるみ	
	・就労継続支援A型	・笑飛楽 ・就労継続支援A型事業所 One's Life	
	・就労継続支援B型	・障がい者就労継続支援事業所ぼる〜ん ・ワーク望 ・砂川市つむぎの家 ・ジョブタス砂川事業所 ・くるみ	
相談系 支援系	・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援	・地域生活支援センターぽぼろ	
障がい児	通所系	・児童発達支援	・砂川市子ども通園センター ・こども広場ちくたく ・ひかり砂川
		・放課後等デイサービス	・放課後等デイサービスセンターピース ・砂川市子ども通園センター ・こども広場ちくたく ・ひかり砂川
	訪問系	・保育所等訪問支援	・砂川市子ども通園センター
	相談系	・障害児相談支援	・地域生活支援センターぽぼろ ・相談支援事業所あかり砂川オフィス

4 用語集

【あ～お】

育成医療

自立支援医療の一つ。身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる障がい児に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療費の助成を受けられる制度。

一般就労

企業や公的機関など労働契約に基づいて働く一般的な就労形態。⇔福祉的就労

移動支援事業

単独では外出困難な障がいのある人が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のため、必要な移動の介助及び外出に伴って必要となる介護を提供する事業。本市では、屋外での移動に著しい制限のある視覚障がいのある人や肢体不自由の程度が1級に該当する人を対象に実施している。

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(気管切開の管理、経管栄養など)を受けることが不可欠である子ども。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

保育及び教育の拡充に係る施策等を定め、医療的ケア児の健やかな成長を図り、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的とした法律。

インクルージョン

誰も排除されることなく、すべての人が差別なく受け入れられる共生社会を目指す理念、考え方。直訳で「包括」「包含」「包摂」などを意味する言葉。

ADHD (注意欠陥多動性障害)

発達障がいの一つ。不注意、多動性と衝動性の症状を主な特徴とし、仕事や学業、友人関係の構築に困難を覚えることがある。

LD (学習障がい)

発達障がいの一つ。知的発達の遅れはないものの、主に読字障がい(読みの困難)、書字表出障がい(書きの困難)、算数障がい(算数、推論の困難)の三つに分類される。

オストメイト

様々な病気や事故などにより、お腹に排泄のためのストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設した人。

【か〜こ】

介護手当

在宅高齢者等を居宅において介護している人に手当を支給する制度。本市では、65歳以上の認知症の人や、65歳未満の常時寝たきりの状態にあるため日常生活の介護を受け、かつ身体障害者手帳 1、2 級（重度身体障がい）または 重度知的障がいのある人と判定もしくは診断された人などの介護者に、月額 4,500 円を支給している。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護認定を受け、介護保険サービス等を利用する人などからの相談に応じ、ケアプラン（介護サービス計画）の立案や、関係機関との連絡調整などを行う専門職。

介助者

体に不自由がある人のお風呂や買い物などに付き添うなど、日常生活動作を手助けする人。

共生社会

障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあう社会。

共同生活援助（グループホーム）

生活に必要な介護や支援を受けながら少人数で共同生活を送る障がいのある人に対し、主に夜間において、入浴や排せつ、食事の介護など生活上の援助や、相談や助言などを行うサービス。

居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが障がいのある人の自宅を訪問し、入浴や排せつ、食事の介護、調理や洗濯、掃除、生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助を行うサービス。

緊急通報装置

ボタンやセンサーであらかじめ設定された連絡先へ異常を知らせる装置。本市では、希望する在宅の 65 歳以上の高齢者世帯や、重度の身体障がいのある人などを対象として、消防署と直結する緊急通報装置の設置を実施している。

金銭管理等支援事業

心身の病気や障がいなどにより、金銭の管理に不安がある人に対し、金銭管理支援を行う事業。砂川市社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業の対象とならない施設入所者や長期入院患者等に対しても支援を行う。

ケアラー

高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族や友人、その他の身近な人に対し、無償で介護や看護、日常生活上の世話、その他の援助を提供する人。

計画相談支援

サービス利用支援 … 障がい福祉サービスの申請をする障がいのある人や保護者等の心身の状況や環境等を勘案し、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容を記載したサービス等利用計画案を作成するサービス。

継続サービス利用支援 … 継続して障がい福祉サービス等を適切に利用することができるよう、作成されたサービス等利用計画が、適切かどうか一定期間ごとにモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行うサービス。

欠格条項削除一括法

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」。認知症などで成年後見制度を利用した人が、公務員や法人役員といった資格や地位を失う各種法律の「欠格条項」を原則として削除する一括法。

高機能自閉症

発達障がいの一つ。他者との社会的関係の困難さ、言語発達の遅れ、限定的、反復的な興味やこだわりがあり、知的発達の遅れを伴わない障がい。

高次脳機能障がい

脳卒中や事故などをきっかけとして脳の機能が著しく障がいを受けることにより、さまざまな状態を引き起こすこと。日常生活を送ることが難しくなる場合もある。

更生医療

自立支援医療の一つ。身体障がいのある人が、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な医療費の助成を受けられる制度。

行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより一人で行動することが著しく困難な人に、危険を回避するための必要な援護や外出時の移動中の介護、排せつや食事、その他行動する際に必要な援助を行うサービス。

広汎性発達障がい

発達障がいの一つ。対人関係の困難、パターン化した行動や強いこだわりの症状がみられる障がい。

合理的配慮

障害者差別解消法により、行政や事業者が、障がいのある人に対し、正当な理由なく差別することを禁止するほか、障がいのある人から社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としている意思が伝えられたときに、過重な負担にならない範囲で対応（事業者は対応に努める）すること。

高齢者等安心住まい（住宅改修）補助金

高齢者等に対し、住宅環境を整備するため、住宅の改修工事に要する費用の一部を補助する制度。本市では、満 65 歳以上の高齢者や身体障害者手帳の交付を受けている方などが居住する住宅を対象に、手すりの設置工事や段差の解消工事などの改修工事の一部を補助している。

高齢者等位置情報提供サービス

認知症や障がい等により徘徊のおそれがある人に対し、位置情報システム（GPS）を利用し、緊急時にご家族などへ位置情報をお知らせするサービス。本市では、在宅の認知症の人や、知的障がいがある人などを対象に、位置情報提供サービスの加入に要する経費の一部を助成している。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うため、一人ひとりが障壁（バリア）を感じている人の身になって考え、行動すること。

子育て支援センター

児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点事業の一つ。本市では、子育てに関する相談や情報提供などを通じて、育児中の保護者と就学前の子どもを支援している。

子育て世代包括支援センター事業

安心して妊娠期から子育て期まで過ごせるよう、妊娠・出産・子育てに関する相談などに応じる窓口を市町村が設置する事業。本市では、ふれあいセンターや、子ども通園センターなどの各支援機関が連携して、切れ目のない必要なサービスを提供している。

子ども通園センター

児童福祉法に基づき、障がい児通所支援を実施する施設。本市では、児童発達支援、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援の事業を行い、ことばや心身の発達や成長に何らかの心配や遅れのある子どもと保護者に対し、関係機関と連携しながら必要な療育支援をはじめ、家族への相談や支援を行う。

サービス等利用計画

障がい福祉サービスを利用する人を支援するため、サービスの種類や頻度、利用内容から目標達成までの過程のこと。

サービス等利用計画は、相談支援事業所に作成を依頼する方法（計画相談支援給付）と、利用者本人または家族や支援者が作成する方法（セルフプラン）がある。相談支援事業所に依頼した場合は、作成した計画に対し、目標にどこまで近づいているのかなどの確認し、必要に応じて計画を見直すためのモニタリング（効果の分析や評価）を受ける。

産後ケア事業

産後ケアを必要とする出産後 1 年を経過しない女性および乳児に対して、心身のケアや育児のサポートなど（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業。

自主防災組織

災害時において、自助、公助とともに、地域における自主防災組織、ボランティア、企業などが助け合う共助の仕組みの構築が重要とされることから、地域住民が自分たちの地域は自分で守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成される組織。

指定特定相談支援事業所

障害者総合支援法に基づき、市町村長の指定を受けた計画相談支援を実施する事業所。本市では、「地域生活支援センターぽぽろ」を設置している。

社会的障壁

障がいのある人にとって、日常生活または社会生活を営む上で障壁（バリア）となるような、社会における施設や建物、制度やルール、慣習や情報提供、理解や偏見など、その他一切のものをいう。

社会福祉協議会

社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織。砂川市社会福祉協議会では、誰もが住み慣れた地域で安心・安全にいつまでも暮らし続けられるために、日常生活自立支援事業などの様々な福祉事業を実施している。

就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人で、一般企業等への就労が可能と見込まれる人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動、その適性に合った職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行うサービス。

就労継続支援 A 型

一般企業等に就労することが困難な 65 歳未満の障がいのある人に、雇用契約に基づく生産活動及びその他の活動の機会を提供するとともに、一般就労に向けて支援を行うサービス。

就労継続支援 B 型

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人であって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人に、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。

障害児福祉手当

精神または身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい児が支給対象となる手当。

障害者基本計画

障害者基本法に基づき、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が策定する計画。本計画の上位の計画に当たる。

障害者基本法

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいのある人の自立や社会参加等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。

障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。虐待によって障がいのある人の権利や尊厳が脅かされることを防ぎ、安定した生活や社会参加を進めるための法律。

障がい者雇用

障がいのある人が、一人ひとりの特性に合わせた働き方ができるように、企業や自治体などが障がいのある人を雇用する制度。

障害者雇用促進法

「障害者の雇用の促進等に関する法律」。雇用の分野における障がいのある人に対する差別の禁止や職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるなど、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とした法律。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律」。すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目的とした法律。

障害者試行雇用事業(トライアル雇用)

障がいのある人を原則3か月間試行雇用することで、適正や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていくことを目的とした制度。

障害者週間

障がいのある人があらゆる分野の活動に参加することを促進するために障害者基本法で定められた週間。期間については、毎年12月3日から9日と定められている。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」。障がいのある人による情報の取得利用や意思疎通に係る施策を推進することで、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目的とした法律。

障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。

障害者地域自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が、地域での自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等の福祉施策や地域生活支援を推進するために設置された組織。

障害者の権利に関する条約

障がいのある人の人権や尊厳の尊重など、障がいのある人の権利を実現するための措置等を規定している条約。

障害者文化芸術推進法

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」。障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を推進することにより、障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした法律。

障害者優先調達推進法

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障害者就労施設等で就労する障がいのある人や在宅で就業する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めた法律。

障害年金

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、受け取ることができる年金。病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できる。

障がい福祉サービス

障害者総合支援法に基づき提供される支援等のこと。介護の支援を受ける場合の「介護給付」と、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」があり、個々の障害のある人の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる。また、市町村の創意工夫により、利用者の人々の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業もこれに該当する。

職場適応援助者（ジョブコーチ）

障がい者雇用対策の一つ。障がいのある人や事業所に対し、職場の従業員との関わり方や、障がいのある人が力を発揮しやすい作業の提案や特性を踏まえた専門的な支援を行う。

身体障がい

身体機能（目や耳、手足、心臓、じん臓等）に何らかの障がいがある状態。

身体障害者相談員

身体障がいのある人の相談に応じ、必要な制度を活用できるよう援助するなど、その人の更生のために必要な援助を行う民間の協力者。

身体障害者手帳

身体機能（目や耳、手足、心臓、じん臓等）に永続する障がいを有する人に交付される手帳。障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。

身体障害者標識

道路交通法に基づく標識で、肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に掲示するマーク。車への掲示は努力義務で、掲示しないことによる罰則はないが、この標識を掲示した車両に対して幅寄せ・割り込みをした場合は処罰の対象となる。

自動車改造費助成

身体障がいのある人が自立した生活及び就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費の一部を助成する制度。本市では、1車両1回限り、10万円を限度として助成している。

児童相談所職員（児童福祉司）

児童の保護や児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う専門職。

児童発達支援

就学していない障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。

児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育や母子保護、児童虐待防止対策、障がい児通所支援等を含むすべての児童の福祉を支援する法律。

重症心身障害児等通所施設交通費助成

在宅の重症心身障害児等が施設に通園する場合の交通費を助成する制度。本市では、通園施設が行う送迎バス料金の一部を助成している。

重度心身障害者医療事業

重度の障害者手帳の交付を受けた人に、医療費を助成する事業。本市では、身体障害者手帳1級、2級または3級の内部障害に該当する人、療育手帳A判定または重度の知的障がいと診断・判定された人、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する人を対象としている。

重度身体障害者ハイヤー料金助成

重度の身体障害者手帳の交付を受けている人に対し、ハイヤー料金の助成券を交付する制度。本市では、障害種別（下肢、体幹、視覚、移動機能）ごとに1・2級の認定を受けている人へ、1枚490円の22枚綴り（10月1日以降に申請した場合は11枚綴り）の助成券を交付している。

情報アクセシビリティ

情報通信機器やインターネットなどの情報資源の利用のしやすさのこと。障害者差別解消法に基づく基本方針において、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等を環境の整備として実施に努めるとしている。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度。精神通院医療、更生医療、育成医療の三つの医療制度がある。

陣痛タクシー事業

出産前にタクシー会社に登録し、陣痛が始まったら優先的にタクシーを配車する事業。365日24時間対応。

砂川市公営住宅等長寿命化計画

公営住宅等に対する需要への的確な対応や、安全性・居住性が十分に確保されている良質なストックとして長期活用を図るべき住棟について、予防保全的な管理、長寿命化に資する改善の推進を通して、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図ることを目的とした計画。

砂川市障害福祉計画

本計画の実施計画として位置付けられ、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等のサービス提供体制を整備し、円滑な実施を確保することを目的とした3年間の計画。

砂川市地域防災計画

砂川市の防災に関する災害予防、災害応急及び災害復旧対策等を実施するため、防災関係機関がその機能のすべてをあげて市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための対策について定め、防災に万全を期することを目的とした計画。

砂川市特別支援教育連携協議会

障がい児の指導・支援にかかわる教育、福祉等の関係部局の連携協力を円滑にするための組織。

砂川市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置の技術的基準に関する条例

障がいのある人などが、移動等を円滑に行うために公園施設の設置に関する基準を定めた条例。

砂川地域療育推進協議会

療育の一貫した体制整備を図るため、関係機関・施設等との総合的調整及び効果的な推進を目的とした組織。

砂川みまもりんく

市立病院の医療情報などを市内の医療機関・介護事業所等で共有する仕組み。質の高い、切れ目のない医療・介護サービスを提供することを目的としている。

生活介護

障がいにより常時介護を必要とする人に、施設内において入浴や排せつ、食事の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービス。

生活福祉資金貸付制度

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。

精神障がい

何らかの脳の器質的変化あるいは機能的障がいが起こり、さまざまな精神症状、身体症状、行動の変化が見られる状態。

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患（統合失調症、うつ病等）があり、その障がいのために生活上困難が伴う状態にあることを認定された人に交付される手帳。2年間の有効期限があり、重度の側から1級から3級の等級が定められている。

精神通院医療

自立支援医療の一つ。統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他精神疾患（てんかんを含む）を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病状がある場合に、通院医療費の助成が受けられる制度。

成年後見支援センター

認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度に関する相談や問い合わせができる窓口。本市では、砂川市社会福祉協議会内に開設している。

成年後見制度

判断能力が十分でない高齢者、知的または精神障がいのある人等の権利を守るため、本人に代わって法的な手続きや財産管理などの契約締結等を行う後見人を裁判所が選任し、法律的に保護、支援をする制度。

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業。

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度による支援が必要であっても、申し立てをする親族がいない等の理由により制度の利用が難しい人について、必要と認められた場合、申し立てにかかる費用の助成及び後見人の報酬の一部を助成する事業。

世界自閉症啓発デー

全世界の人々に自閉症を理解してもらう取り組みが行われている日。国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議されている。

【た〜と】

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている人が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人が障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所し、入浴や排せつ、食事の介護、その他の必要な介護を受けるサービス。障がい者支援施設等で実施される福祉型と病院や診療所等で実施される医療型の、二つがある。

地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人が、地域生活に移行するために必要な住居の確保や新生活への準備等に対する支援を行うサービス。

地域生活支援拠点

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応や相談など、様々な支援を切れ目なく提供する体制。本市では、赤平市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、雨竜町とともに中空知圏域3市4町で体制が整備され、総合的な窓口を地域生活支援センターぽぽろに設置している。

地域生活支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて都道府県や市町村がそれぞれ実施する事業。本市では、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業等を実施している。

地域活動支援センター事業

障がいのある人の地域の実情等に応じた創作活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進及び日中における活動の場を確保する事業。本市では、地域生活支援センターぽぽろで実施している。

地域定着支援

地域で生活する障がいのある人と常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行うサービス。

地域福祉活動

誰もが安心して暮らすことができる地域を作るために、地域住民や行政などが互いに協力し合い、地域の福祉課題を解決するための活動。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するための仕組み。

地域包括支援センター

地域包括ケア（地域の包括的な支援・サービス提供体制など）を行う機関。砂川市地域包括支援センター（ささえあいセンター）では、高齢者の総合的な相談窓口としての機能や介護予防に関する事業などを実施している。

知的障がい

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の支援を必要とする状態。

知的障害者相談員

知的障がいのある人またはその保護者の相談に応じ、指導、助言及び知的障がいのある人の更生のために必要な援助を行う民間の協力者。

聴覚障害者標識

道路交通法に基づく標識で、聴覚障がいによりワイドミラーの設置を条件に運転を許可された方が車に掲示するマーク。車への掲示義務があり、掲示しないことにより罰則がある。また、この標識を掲示した車両に対して幅寄せ・割り込みをした場合は処罰の対象となる。

デジタル社会

デジタル技術の進展により、誰一人取り残されることなく、多様な幸せが実現できる社会のこと。一人ひとりのニーズに合った支援等を選ぶことができ、これらが低コストで提供できるようになる。

出前講座

機関や団体が、専門的な知見や実施している業務など、希望する人たちのところへ出向き、講義を行う事業。本市でも、各制度やまちづくりに関することなど、希望する市民や団体に向け、市の担当職員等が講師となり実施している。

特別支援学級

障がいのある児童生徒が学習上または生活上の困難を克服するため、小・中学校等に設置された学級。

特別支援教育支援員

障がいのある児童生徒に対して、食事、排泄、教室移動の補助等、学校における日常生活動作の介助、学習活動上の支援を行う者。

特別児童扶養手当

20歳未満の精神または身体に障がいを有する児童の養育者に支給する手当。

特別障害者手当

20歳以上であって、精神または身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者が支給対象となる手当。

同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が、外出する際に同行し、移動に必要な情報提供や介護、排せつや食事等外出する際に必要な援護を行うサービス。

読書バリアフリー法

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」。障がいの有無に関わらず、全ての人が読書することのできる環境を設備していくことを目的とした法律。

【な～の】

難病

発病の原因が明確でないため、治療方法が確立しておらず、長期の治療を必要とする疾患。

日常生活自立支援事業

高齢者や障がいのある人など、日常生活の判断に不安がある人が、在宅で自立した生活をするため、利用者との契約に基づき障害福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを実施する事業。砂川市社会福祉協議会では、金銭管理等支援事業とともに実施している。

日常生活用具給付等事業（居宅生活動作補助用具）

障がいのある人などに対して、自立生活を支援するための日常生活に必要な用具や住宅改修の費用の一部を助成するサービス。本市では、ストーマ装具や入浴補助用具、自宅への手すりの設置、段差の解消など居宅生活動作補助用具を給付している。

日中一時支援事業

障がいのある人の日中活動の場の確保を行うとともに、介護者が病気等の理由で一時的に家庭での介護ができない場合、事業所において見守りや活動の場の提供を行い、日常生活の支援を行う事業。

NET 1 1 9 緊急通報システム

音声による1 1 9番通報が困難な聴覚や言語機能障がいのある人が円滑に消防へ通報を行えるシステム。砂川地区広域消防組合では、令和2年10月1日から導入しており、スマートフォンなどからインターネットを利用して1 1 9番通報ができる。

農福連携

農業と福祉の連携のこと。障がいのある人などが農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し社会参画を促すとともに、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につなげるための取り組み。

【は～ほ】

発達障がい

生まれつきみられる脳の働き方の違いにより、幼児のうちから行動面や情緒面に特徴がある状態。自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・ADHD（注意欠陥多動性障害）などが含まれる。

発達障害啓発週間

自閉症をはじめとする発達障がいについて、広く啓発し理解を深めるため、「世界自閉症啓発デー」に合わせて、日本が定めた週間。毎年4月2日から8日までを「発達障害啓発週間」としている。

発達障害者支援法

発達障がいの早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障がいのある人やその家族、その他関係者に対し、専門的な相談に応じ、情報提供若しくは助言を行うことを推進する法律。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという考え方。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことを意味していたが、現在は物理的、社会的、制度的、心理的情報面など、すべての障壁の除去という意味でも用いられる。

バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、建築物や車両、道路や公園のバリアフリー化を目的とした法律。

パブリックコメント

策定を予定している計画などの案を公表し、広く意見を募集する手続き。

避難行動要支援者

災害が発生したときや発生するおそれがあるときに、自ら避難することが困難で特に避難支援を必要とする人のこと。本市では、災害対策基本法と砂川市地域防災計画に基づき、避難行動要支援者を把握するため「避難行動要支援者名簿」を作成している。

福祉教育

地域の様々な福祉に関する課題を自発的・主体的に捉え、地域全体・住民全体で考え行動する意識を醸成することを目的とした教育。

福祉的就労

障がいなどの理由から、企業や公的機関など、労働契約に基づき働くことが難しい人が、障がいや体調に合わせて支援を受けながら働く就労形態。⇔一般就労

福祉避難所

一般の避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人に対し、特別の配慮がなされた避難所のこと。本市では、ふれあいセンター、北地区コミュニティセンター、南地区コミュニティセンター、砂川遊水地管理棟に設置される。

ヘルプマーク

外見からは援助や配慮を必要としていることがわかりづらい人々が、援助を得やすくなるよう、周囲に配慮を必要としていることを知らせるマーク。

ヘルプカード

障がいのある人などが、手助けを求めることが困難な際、自己の障害へ理解や支援を求めるカード。

ペアレントメンター

発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定の訓練を受けた親のこと。同様の子どもを持つ親に対して、共感的支援、相談や情報提供を行う。

保育所等訪問支援

保育所等の集団生活を営む施設等を訪問し、その施設に通う障がい児及び保育所等支援員に対して、集団生活に適應するための専門的な支援等を行うサービス。

放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、学校教育の場以外でも訓練等の支援を提供するとともに、居場所を提供するサービス。

法定雇用率

障害者雇用促進法に基づき、企業や国・地方公共団体が達成を義務付けられている障がいのある人の雇用の比率。

補装具費支給制度

身体障害者手帳の交付を受けている人または障害者総合支援法で定める難病疾患患者で身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具（義肢、車いす、補聴器等）を購入または貸与（歩行器等）する際、費用を一部助成する制度。

北海道福祉のまちづくり指針

北海道福祉のまちづくり条例に基づき、北海道、市町村、事業者及び北海道民が福祉のまちづくりの重要性を理解し、それぞれの役割を認識し、ともに力を合わせ、一体となって福祉のまちづくりに取り組むための指針。

北海道福祉のまちづくり条例

障がいのある人や高齢者をはじめ行動上の制限を受ける人々が、公共施設や公共交通機関を円滑に利用できる福祉のまちづくりを総合的に推進するため、北海道で定められた条例。

ボランティアセンター

ボランティア活動に関する情報や相談を取り扱う機関。本市では、砂川市社会福祉協議会が設置し、ボランティア活動の推進のため、相談、登録、紹介、連絡調整、情報収集・提供、ボランティア保険の受付などを行っている。

【ま〜ろ】

民生児童委員（民生委員・児童委員）

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々であり、「児童委員」を兼ねている。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように生活環境をデザインする考え方

療育

障がいのあるまたはその可能性がある子どもに対し、個々の発達状態や障害特性に応じ、将来の自立、社会参加などを目指して支援を行うこと。

療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所から、知的障がいがあると判定された人に交付される手帳。一般的には、重度（A）とそれ以外（B）に区分されるが、自治体によってさらに詳細に分かれる場合がある。また、地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が異なる。

第4次砂川市障がい計画

令和5年度（2023年度）～令和14年度（2032年度）

令和5年3月発行

【発行・編集】

砂川市保健福祉部社会福祉課

〒073-0195

北海道砂川市西7条北2丁目1番1号

電話 0125-74-8103

FAX 0125-55-2301
